

平成23年第2回平取町議会臨時会（開会 午前 9時39分）

議長

只今より、平成23年第2回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は、11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、3番丹野議員と4番千葉議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、先日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。5番安田議員。

5番
安田議員

本日招集されました、第2回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日開催されました、議会運営委員会において協議し会期については、本日1日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より、報告がありましたとおり、会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、議会報告を行います。

1月11日、議会広報発行のため議会広報特別委員会を開催しました。

1月27日、本臨時会の運営等に関する協議のため議会運営委員会を開催しました。

次に、監査委員より平成22年11月分の出納検査報告を提出しています。

以上で、議会報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1点目、第5次平取町総合計画後期5ヵ年実施計画について、まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは、第5次の平取町総合計画後期5ヵ年実施計画について、ご説明申し上げます。事業内容説明の前に第5次の平取町総合計画の後期5ヵ年計画策定までの経緯等について、若干お知らせをさせていただきたいと存じます。ご存知のとおり、平成18年度初年度とする第5次の総合計画は、来年度10ヵ年の折り返しを迎えまして、23年度からは、後期実施5ヵ年計画にて事業を進めていくというようなことになってございます。総合計画の基本構想では、実施1年前に諸所の経済社会情勢等をふまえ、更に町民の意見等を聞きながら見直すというようなことになってございまして、その基本ルールに則りまして、本年度平取町総合計画審議会を中心に各自治会、団体の意見を聞きながら、計画の策定を進めてきたというところでございます。審議会といたしましては、昨年5月から3回の審議会。また、4回の部会を経て、1月14日に実施計画を町長に答申をさせていただいたところでございます。今後、この計

画を基に、更に議会のご意見等を賜りながら、23年度以降の予算編成に臨んでまいるといふことになると考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと存じます。それでは、計画の内容について、ご説明をいたしたいと思ひます。説明の方法については、先に、実施計画を説明させていただきまして、次に、各会計の財政計画を説明させていただきたいと存じます。それで、昨年11月にも、一度議会には説明をしているということもございまして、今回の説明は、各分野ごとの主要と思われる事業で、11月以降計画に新たに計上された事業を中心にですね、説明をさせていただきたいと存じます。それでは、年度毎に分けて事業内容記載している資料に基づきまして説明を申し上げます。今日、2種類資料がいつていると思ひますけれども、各年次毎に事業費を区分けしている資料に基づきまして、ご説明申し上げたいと思ひます。23、24、25、26、27と、それぞれに事業が分かれている資料です。11ページ。ページ数でいけば、11ページというところでございます。それでは、事業の番号毎に説明させていただきます。では、先ず教育文化の振興の関係でございますけれども、2番の貫気別小学校校舎の屋体整備事業ということでございまして、これは、屋体、校舎壁の補修工事ということでございまして、計画では、23、26年に計上ということでございまして、昨日ご説明申し上げました、きめ細かな交付金事業で対応するというところで、前倒しの事業というようなことになってございます。次に、5番目のスクールバスの更新事業でございますが、これは学校統合に伴うスクールバス購入ということでございまして、15人乗りのバスを購入、事業費は310万円ということになってございます。次に、5の2でございまして、これは、平取中学校の整備事業ということでございまして、計画年度としては、24、25年度ということでございまして、バックネットの改修、それからグランドネットフェンスの改修ということで、総事業としては、1504万4千円というような事業になってございます。続きまして、13番目の中央公民館の整備事業でございますが、これも階段昇降機の取り付け、日差しの改修ですとか、その14番目と合算しておりまして、便宜上載ってますけれども、これは事業費に含まれておりませんので、上の事業費に含まれているということで、解釈いただきたいと思ひますけれども、それ諸々で、2150万ということで、これも、昨日のご説明させていただきまして、きめ細かな交付金事業で実施することになってございます。それから、一番下のイオル整備推進事業でございますけれども、全体で6250万、毎年1250万ずつの事業費計上となってございます。これは、イオル事業に関する諸所の事務費、それから専門委員会等の経費、それから空間整備と管理運営、体験交流というようなことですね、伝統工芸技術実習推進事業というような内容で毎年継続的に行うというような事業の内容になってございます。続きまして、13ページお聞きください。23番でございまして、アイヌ文化・地域産業連携事業ということでございまして、これは、国の補助制度を活用した、緊急雇用対策というようなことございまして、23年度に4200万計上さ

せていただいておりますが、これは、アイヌ文化の地域資源情報の整備及び発信ですとか、体験ツアープログラムの企画、それから地域資源ガイドの養成というような内容で、緊急雇用対策として実施する内容になってございます。その下の23の2でございますが、アイヌ伝統工芸品の販路開拓支援事業ということでございまして、今年も事前調査というようなことで、商工会が事業主体で実施しておりますけれども、更にそれを推し進めるといような内容になってまして、1600万、全体として1600万の事業費ということでございまして、アイヌ伝統工芸品の販路開拓ですとか、原材料の確保、工芸者の育成等各個に取り組むといった内容での事業を進めるといった内容になってございます。次、35番目でございますが、埋蔵文化財の収納庫でございます。これは、25年度実施計画で計上しておりますけれども、きめ細かな交付金事業で対応というようなことで、前倒し事業ということになってございます。その下の36番目ですけれども、地域文化を守り育む景観形成事業ということでございまして、平成20年度に文化的景観整備計画を樹立いたしましたして、それに基づいた事業ということでございまして、文化庁の支援をいただきながら、来年案内板設置、ガイドブックの作成等を実施するといった内容になってございます。続いて、15ページをお開きいただきたいと思います。保健福祉の関係でございますが、40番高齢者福祉施設等整備事業その1ということでございまして、これは、内容といたしましては、24年度実施の認知症対応型共同生活介護施設整備。いわゆるグループホームの建設ということでございまして、今のところ、民設、民営で実施するといった内容になってございます。続きまして、その下の40の2でございますが、同じく高齢者の福祉施設等の整備事業でございますが、通所介護施設、デイサービスの改築工事ということでございまして、23年度調査設計、24年度改築ということでございまして、荷負小学校の旧校舎を再利用いたしましたして、実施するといような予定になってございまして、許容開始が25年度からといった内容になってございます。このページの一番下の43の2でございますが、食育推進事業ということで、今年度策定されました、平取町食育推進計画に則りまして、具体的な事業を進めようといようなことになってございまして、継続的な事業費が計上されてございます。内容といたしましては、料理教室、ニシパランチという給食等の地場素材を利用した給食の導入とかそういったものを実施するといった内容になってございます。続きまして、17ページでございますが、産業の関係でございます。46番中山間地域等の支払交付金事業ということで、5年間のトータルとしては2億120万円ということで、毎年5030万規模の事業を実施するといようなことになってございます。内容といたしましては、農家への直接支払い及び土地基盤整備事業などの共同取り組み事業を、毎年度継続的に行うといような内容になってございます。47番の農業施設等整備事業、これは、親水公園の補修ということで、きめ細かな交付金で対応する前倒し事業ということになってございます。48番中山間地域総整備事業平取南地区ということでございまして、

北地区の終了に伴います南地区の実施ということでございます。現在のところ13億3千万程度の事業規模で、実施されるといった内容になってございます。52番の実践農場整備事業その2でございますが、これは振内地区の実践農場の整備ということでございまして、トータルで3500万の事業規模ということで、平成23年度におきましては、栽培ハウス、暖房機、水道施設、それから農機具等の整備ということで、2500万円計上されております。24年度におきましては、実習生の住宅の建設というようなことでの事業費計上になってございます。56の2でございますが、農産物加工場の整備事業、トマトジュース工場ということでございまして、現在の振内の農産物加工場をですね、農協が事業主体で改築を行うと、1億3800万円のうちの町の負担分1千万円というような内容になってございます。このページの一番下の61の2でございますが、森の番人育成ふるさとの森づくりパイロット事業ということで、これも、緊急雇用対策事業の制度を利用して実施する内容となつてございまして、内容といたしましては、ふるさとの森づくりのパイロット事業計画の策定、それですとか森の現況調査、文化的資源活用の可能性等を探るといった内容になってございまして、事業費といたしましては、1800万円を計上してるところでございます。19ページ目でございます。67番シカ捕獲業務委託ということでございまして、5年間トータルで3500万ということで、猟友会の委託金。計画では、1400頭分、700万円の計上ということで、毎年シカ捕獲を行っていくといった内容になってございます。75番の住宅リフォーム促進事業でございますが、これは、今年度から実施している事業でございまして、これも24年まで一応実施するということで、毎年400万の事業内容で、事業規模で実施するといった内容になってございます。78番のびらとり温泉改修事業でございまして、これは、12月に補正をいただきまして、現在基本設計の準備を進めているということでございます。更に、その内容等に基づいて町民各層の意見を聞きながら進めるとなつてございますが、当面計画計上した内容といたしましては、総体で7億6400万円の事業規模でございまして、23年度は、温泉掘削、ボーリング、設計委託と建物の設計委託ということで、1億7千万を計上しているところでございます。24年度は、実施と工事ということでございまして、5億8500万。現在のところ1300㎡程度の延べ床面積、それから60名収容の宿泊施設等も検討しながらボイラー等も新エネルギー等に配慮した施設内容というようなことで、基本設計をするというようなことで、今進めているところでございます。次、78の2でございますが、平取町観光ビジョン策定事業ということで、これも緊急雇用支援の制度を利用するということでございまして、平取観光の振興方策、いわゆるビジョンを策定するということで、将来像とか基本方針、それから重点プロジェクト等もより具体的な内容まで踏み込んだ内容で検討するといったことになってございます。79番目の企業誘致推進事業でございますが、これは、当面企業誘致としての情報提供の充実ということと、情報収集ということで、相談会への参加等

もするといった内容になってございまして、こういった事業とあわせて、当町の企業誘致条例の制定も合わせて行うということも視野に入れるということになってございまして、21ページでございまして、ここは各種道路事業ということで説明省略させていただきたいと思っておりますけれども、84の2でございまして、川向牧野線につきましては、きめ細かな交付金事業で対応とことでの前倒し事業となっております。続きまして、23ページ。新たな事業といたしまして、101の2でございまして、小型除雪機の購入事業ということでございまして、23年度に小型除雪機、タイヤショベルを購入するということになってございまして。これは、主に歩道の除雪対策として導入するということになってございまして。次、104の2でございまして、デジタル放送用周波数の再編対策事業でございまして、23年度に平取テレビ中継局の周波数の再編工事ということで、1162万8千円を計上しております。これは、アナログ終了後に、デジタル放送用の周波数の変更がどうしても法的に必要になるということで、機器の調整なり一部取替えを含めて実施するということになってございまして、これは、全額国が負担する事業といった内容になってございまして。次、109の2の水口の沢の改修事業でございまして、これは、平取静内線旭地区の道道の横断管が、いつも雨毎に詰まるといったことでございまして、改修要望がいつも出ているということで、この改修に伴って町管理河川の流量、断面の確定調査が必要だというようなことで、調査費として23年度252万円を計上しているところでございまして。続きまして、25ページをお開き願いたいと思っております。117番分譲宅地の提供事業ということでございまして、10区画の移住定住対策の一環というようなこともございましてけれども、10区画、150坪程度を造成するといったことで、当面と言いましょか、1期目、2期目というようなことで、5ヵ年の中で継続的にこういった事業を行っていかうといった内容になってございまして、先ず最初に造成区画する所は、二風谷地区というような想定の中で進めさせていただきたいというような内容になってございまして。総事業費としては、8400万を計上してございまして。それから、次の118番目でございまして。これも、移住定住の推進事業ということでございまして、交流農業体験施設整備事業ということで、いわゆる市民農園のですね、運営ということになってございまして。現在のところ札幌方面からの募集をかけながら都市との交流というようなことも一つの目的といたしまして、平取町に来ていただいて、農園を耕作していただくというようなことで、しいては移住定住につながるような取り組みにしていきたいということになってございまして、運営等も出来れば民間なりNPO法人等に委託して実施したいというようなことを考えてございまして。事業費としては、750万円を計上しております。その下の118の2でございましてけれども、これも移住定住推進事業といたしまして、若者地域体験移住促進事業ということで、これは、総務省の地域おこし協力隊の制度を活用するということになってございまして、3大都市圏及び政令都市圏から、若者を受け入れまして、町おこし等を議論いた

く中で色々な体験を当町でしていただくということにしております。そういった体験の中で、出来れば定住に結びつけていただくというようなことを目的に実施する事業でございまして、当面3年間で3千万の事業を計上しております。年間1千万ということで、3人契約の受け入れ、それからその受け入れのコーディネートをNPO法人等に委託するといった内容の事業になってございます。次、その下でございまして、118の3でございまして、これも移住定住関連事業ということで、内容といたしましては、短期滞在型の住宅改修、その住宅に係る備品等も整備するということで、23年度2戸の改修予定しております、500万ということになってございます。移住定住用の住宅ということもありますけれども、冬期につきましては、出来れば高齢者の季節移住というようなことも視野に入れて利用できればなと考えてございます。次に、121番のダム資源地域振興対策事業でございまして、これは、今年度補正をいただきまして、既に設計等も進めております豊糠小中学校の改修ということで、23年度に3800万円計上させていただいております。121の2ですけれども、これは新エネルギーの導入関連事業ということで、太陽光発電施設の整備ということで、平成23年度は、個人住宅の設置への補助ということで、1戸当たり20万円の2件分を計上してあります。それで、24年度につきましては、びらとり温泉にも太陽光発電を設置するというような内容で、温泉分については、3千万円の事業費を計上してございます。次、121の3ですけれども、これも新エネルギー事業ということで、ペレットストーブの購入助成ということで、1戸当たり20万の5戸を継続的に実施するというように考えてございまして、25年には学校ですとか、25年以降は学校ですとか、集会室にもペレットストーブの普及を図ろうというような内容になってございます。続きまして、121の4ですけれども、新エネルギー関連で、これは実証試験事業ということで、緊急雇用対策の制度を活用して行うものということになってございまして、23年度に1千万円計上してございます。内容といたしましては、農業残渣を利用した、既にトマト等の試験等もやっておりますが、更に液化等の試験、調査ですとか、更に地域内での利活用のバイオマス資源の調査等を含めた実証試験等も緊急雇用の中でやるというようなことでの計上になってございます。続きまして、27ページは、130番の町民税1%まちづくりということで、これも継続的に200万円ずつの計上で実施するといった内容になってございます。29ページの141番のひかり電話整備事業でございまして、今年度ひかり回線が当町に敷設されるというようなことございまして、庁舎内の電話をひかり化するといったことございまして、当初の整備費等は若干掛かりますけれども、その後のランニングコストの低減が図れるということで、今回ひかり電話の更新ということで、250万円を計上してございます。一般会計につきましては、以上でございまして、特別会計でございまして、特に前回と大きなところはございませんけれども、水道会計でございまして、4番でございまして、中部振内簡易水道整備事業ということで、去場地区の水道接続

調査ということでございまして、これが、平成27年調査ということで、1500万円を計上しているところでございます。それから、病院会計につきましては、1番の給湯用ボイラーの整備事業ということでございまして、これは、昨日ご議論いただきました、きめ細かな交付金事業で対応するといった内容になってございます。以上、実施事業について雑駁ですが説明させていただきました。続けて、財政収支計画、各会計の収支計画書について説明をさせていただきたいと思っております。まず、第5次の総合計画後期実施計画に関わる財政計画ということでございまして、これは、18年度からの決算も含めた数字が表として掲示されておりますけれども、23年度以降、主に23年度を、数値を説明するといった形で、資料を説明させていただきたいと思っております。まず、歳入の方でございますが、町税、23年度4億5420万6千円となっております、これは22年度決算見込みから推計した来年度予算見積額となっております、これをベースに課税所得の減少を想定しまして、毎年度対前年比2.3%の減少を見込んだ額となっております。地方譲与税でございますが、自動車重量譲与税や地方揮発油譲与税の23年度見積額を7340万といたしまして、自動車販売数の減少傾向などから、それ以降毎年3%減少するものというふうに見込んでございます。次に、交付金でございますが、地方消費税交付金、自動車取得税交付金などの22年度決算見込みから消費動向による税収等の落ち込みを想定いたしまして、23年度は、500万円程度の減で見込んでおります。その後も対前年度3%程度の減少と見込んでございます。普通交付税でございますが、現在、把握可能な算定の上での単位費用等により各年度毎の推計により算出した数値となっております。平成23年度25億1300万円で、対前年比8.5%の減となっております、これは国勢調査の人口の減少が見込まれることとか、またその後も交付額の減少傾向も見込まれるといったような推計になってございます。特別交付税でございますが、普通交付税の6%相当額を基礎に、23年度2億5千万円を計上してございます。それ以降も対前年比2%の減で見込んでございます。分担金負担金につきましては、保育料等の積算により算出した23年度の2979万1千円をベースに児童数の推移等から、その後対前年100万円の減少を見込んでおります。使用料・手数料につきましては、平成23年度は、光ファイバー使用料、雑排水施設使用料などで、600万円の増と見込んでございまして、その後3年毎の使用料改定を見込んで、100万円の増といった推計になってございます。国庫支出金でございますが、平成23年度予算見積額、2億230万円。それを基礎に国の事業見直し等により、対前年比3%といった減で見込んで推計してございます。道支出金も、平成23年度予算見積額の1億5680万円を基礎に、国の事業見直し等の影響も勘案しつつ5%ずつの減で見込んでございます。財産収入につきましては、平成23年度予算見積4980万円、それを基礎に建物貸付料等の減少を見込みまして3%ずつの減で見込んでいるというところです。繰越金は、毎年定額で8千万円を見込んでございます。諸収入につきましては、貸

付金元利収入など、23年度予算見積額1億2500万円が今年度も継続するといった内容で計上してございます。基金繰入金につきましては、投資的経費の収支の調整といった内容で計上しております。町債でございますが、地方交付税的な性格持ちます臨時財政特例債の額といたしまして、23年度起債額の4億5710万、24年度起債額8億570万円のうち、2億4120万円を臨時財政対策特例債ということで見込んでおります。その後の特例債の額は、起債総額の内数で2億として計上しているところでございます。次に、歳出でございます。人件費につきましては、23年度人件費は、平成22年度決算見込みから、退職手当組合特別負担金分6300万円を減額いたしまして、子ども手当を扶助費から職員手当に計上したこと、期末手当の減額、それから議会議員の定数復活等による増などを加味いたしまして、対前年比4387万円程度の減額ということで計上しております。それ以降は、採用計画等、表に推計してございます。物件費につきましては、平成22年度をベースに光ケーブル関係経費、学校統合に伴う通学バスの委託料、補助教員賃金等を加味いたしまして、対前年比3400万円の増額となっておりまして、25年度以降は、びらとり温泉改築に伴う指定管理料、4千万円の減ということで見込んでございます。維持補修費につきましては、23年度の予算見積りにより200万円の増、その後は国の補正により国の補正予算等により修繕等もかなり進んできたというようなこともございまして、24年度は10%の減を見込んでおります。それ以降は、100万ずつの増というようなことで、推計をしてございます。扶助費につきましては、各種医療費補助300万円の減とですね、子ども手当を職員手当に変更したことに伴う減分を見込んでございます。23年度以降も同額を見込んでおります。補助費等につきましては、衛生施設組合、消防組合の負担金の状況等を加味し計上してございまして、25年度以降は、デイサービス経費の増、25年度につきましては、1100万。26年度以降は、400万円の増を見込んで計上しております。公債費につきましては、新規起債等を見込んで起債最大数値から推計をしているところです。積立金につきましては、平成22年度決算見込みから想定出来る余剰分を積立てるということになってございます。平成23年度以降は、基金利息プラス常例積立を見込んでございます。貸付金につきましては、商工関係の中小企業元金融資、市街地再開発関係融資、生活資金等を見込んで23年度は、3356万円としておりまして、24年度以降、預託等の減少を見込みまして、3千万円というふうに推計してございます。繰出金につきましては、各会計の繰出金を見込んでおりまして、これから各会計の説明がございまして、後期高齢者医療事業等の制度改正も見込まれるということから、それに関連する各特別会計の25年度以降については、現行制度を基本に推計しているということになってございます。投資的経費につきましては、先ほど説明した事業費の合計額となっておりまして、それで、基金残高でございまして、各事業のために取崩しを行っていくということになってございまして、こういった取崩しの結果、最終年度には、10

億3600万程度の残高になるといったような推計になってございます。起債残高も後期5カ年の新たな後期5カ年事業の新たな起債、それから臨時財政対策債等の借入れを考慮いたしまして、償還金を差引いた起債の残高の推移ということになってございます。27年度の最終年度には、53億5917万8千円となっております。債務負担行為残高についても、新たな負担も加味して推計した数字ということになってございます。一般会計は、以上でございます。

議長

次に、建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、平取町簡易水道会計の財政シミュレーションについて、ご説明を申し上げます。今の一般会計の裏面になるかと思えます。先ず最初に、上段部分の表を見ていただきたいというふうに思えます。収益的収支欄の収益的収入でございますが、(1)の営業収入のアの欄、これは料金収入、水道料であります。23年度以降につきましては、毎年1億3029万円を見込んでございます。この、見込み額につきましては、人口、世帯数とも毎年僅かずつ減少はしてきておりますが、水道料はご承知のとおり基本料金、使用料7トンまでは2200円を設定し、定額従量制で賦課しておりますので、過去の実績からみても横ばい状態でいけるものというんで、見込んでおります。(2)の営業外収入のアの欄、他会計繰入金であります。起債償還金利子分の一般会計繰入金でございます。次に、収益的収支欄の収益的支出であります。が、(1)営業費用のアの欄、職員給与費であります。これは水道担当職員4人分の給与費でございます。イの欄、その他であります。水道施設等の維持管理費でございます。次に、(2)の営業外費用のアの欄、支払利息であります。起債利子の償還分でございます。次に、資本的収支欄の資本的収入でございます。が、(1)地方債であります。事業に伴う起債の借入金でありまして、事業内容については、総合計画に記載のとおりでございます。(2)の他会計補助金であります。起債償還金元金分の一般会計繰入金でございます。(5)の国、都道府県の補助金であります。事業に伴う国の補助金でありまして、事業の内容につきましては、総合計画に記載のとおりでございます。次に、資本的収支欄の資本的支出であります。が、(1)の建設改良費であります。水道施設等の改良工事費でありまして、事業内容につきましては、同じく総合計画に記載のとおりでございます。(2)の地方債償還金であります。記載の元金償還分でございます。収益的収支、資本的収支合わせました水道会計全体の収支につきましては、実質収支欄に記載のとおり50万前後の繰越金で運営していくというような形になってございます。地方債の残高につきましては、一番下段の表に記載のとおりでありまして、5年後平成27年度には、2億円程減る形になっております。他会計、一般会計からの繰入金であります。下段の表に記載のとおりでありまして、収益的収支欄の収益的収入、ア他会計収入金の額と資本的収支欄の資本的収入(2)他会計補助金の額を合算した数字になってござい

ます。平成25年度において、前年比で977万8千円の増につきましては、総合計画に記載のとおり、配水管の整備に係る調査設計の事業費が増えること、平成26年度においては、前年対比で1330万1千円の増になっております。これは、同じく総合計画に記載のとおり、道道平取静内線、貫気別市街地の拡幅事業に伴う水道管の移設事業により事業費が増えるものと、起債の償還額が増えることによるものでございます。以上で、説明終わらせていただきます。

議長

続きまして、3ページの町民課長。

町民課長

それでは、国民健康保険事業会計収支並びに後期高齢者医療事業会計収支について、ご説明いたします。最初に国民健康保険事業会計収支からご説明申し上げますが、先ず、平成22年度の決算見込額についてであります。歳入合計額7億7167万1千円で、歳出合計額7億3167万1千円、差し引き額が、4千万が次年度へ繰り越すことになってございます。歳出の保険給付費の金額が、これから医療機関へ4ヶ月分の医療費を支払う必要があり、新型インフルエンザ等の影響もあって歳入歳出見込み額に多少の金額の変動があると考えられております。それでは、平成23年度の予算について、ご説明いたします。先ず、予算の編成の考え方ではありますが、この国民健康保険事業会計については、医療保険会計であり予算の構成上国民被保険者が病院等にかかった際に、町に1割若しくは3割の自己負担額を支払っております。残りの医療費をこの保険事業会計により支払っており、全体の予算の大半を占めております。その医療費も基本は、半分の保険税など自主財源で賄い残りの半分は、国、道からの補助金によって賄っております。従いまして、下段の歳出の2番保険給付費から始まって6番介護納付金までと8番の保健事業費がそのような構成になっております。また、歳入につきましても、1番、8番、9番が自主財源で2番から5番までが、国、道からの補助金となっております。また、6番の共同事業交付金につきましては、道の国保連合会からの補助金となっております。それでは、細部についてご説明申し上げますが、歳出の方からご説明させていただきます。1の総務費で、1306万2千円で、ほぼ前年同額を組んでおりまして、これは、国保事業運営に利用する必要経費を計上させていただいております。2の保険給付費につきましても、5億5617万2千円を計上しておりますが、過去3年間の推移の中で計上させていただいております。3の後期高齢者支援金、それと4の前期高齢者納付金、5の老人保健拠出金であります。それぞれ制度に係る拠出金で、後期高齢者支援金で9300万、前期高齢者納付金35万円、老人保健拠出金で52万円をそれぞれ計上させていただいております。6の介護納付金につきましては、平成23年度の概算納付金で、これは、国から示されている金額を4254万円を計上させていただいております。7の共同事業拠出金ではありますが、1億1620万円を計上しておりますが、これは、国保連合会からの概算通知により計上させていただいております。

す。また、8の保健事業費であります。366万5千円を計上しております。これは、特定検診、特定保健指導等を行うことによって、医療費抑制を促すことを目的として計上させていただいております。9の基金積立金につきましては、前年同額として計上しております。10の諸支出金であります。過去、過年度の保険納付金等精査に伴う償還金ということで、255万7千円を計上しております。それで、歳出合計額が8億2815万3千円としております。次に、歳入について、ご説明いたします。1の国民健康保険税を2億2926万3千円を計上しておりますが、これは歳出の保険給付費の基礎となる被保険者数により近年の経済状況を鑑み、その他の自主財源を投入した中で、現行税率により試算しています。2の国庫支出金であります。2億2655万8千円で、それぞれ医療費に対して、療養給付費負担金34%、それと財政調整交付金で9%、それぞれ乗じて計上させていただいております。3の療養給付費交付金につきましては、退職医療費に充てる交付金としてございまして、1400万8千円ほど計上させていただいております。4の前期高齢者交付金は、前期高齢者に対して保険給付費を充てる交付金として、1億3556万円を計上させていただいております。5の道支出金につきましては、財政調整交付金7%を乗じ4400万円を計上させていただいているところでございます。また、6の共同事業交付金につきましては、歳出で計上しております共同事業拠出金の対して、高額医療費が発生した場合に對して交付されるものであり、過去3年間の実績推移により8357万7千円を計上しております。8の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金は4500万円を計上しておりますが、内訳につきましては、保険基盤分、それと財政支援金分、出産育児一時金分で、国の法定ルールに基づいた中で、4500万円を計上しております。基金繰入金で、1千万円を計上しておりますが、従いまして、繰入金5500万円として計上しております。9の繰越金につきましては、4千万円を見込んで計上しているところであります。10の諸収入は雑入等の歳入を見込んで10万円を計上しております。それで、歳入の合計額8億2815万3千円を計上させていただきます。なお、平成25年までの現行制度で示しておりますが、平成24年度をもって後期高齢者医療制度廃止となり、平成25年度から新しい制度に移行する予定になっております。このことから、平成25年度においては、後期高齢者医療制度に伴う比率については、大きく変わる可能性があり、制度内容については、いまだ決まっておきませんので平成25年までの収支計画とさせていただきます。それでは、次に、後期高齢者医療収支をお開きいただきたいと思っております。後期高齢者医療事業会計収支について、ご説明いたしますが、この事業会計は、国保会計と異なりこの会計で医療費の支払行為はありませんが、この会計では後期高齢者医療制度が、これまで市町村運営から広域連合単位で運営に変わったため、市町村の会計は、各受給者対象者から保険医療の徴収及び広域連合に保険料を納付するトンネル会計となっております。従いまして、歳入では、1の後期高齢者医療保険料として、北海道後期

高齢者医療広域連合で、試算しました現年度分の保険料と、本年度普通徴収保険料の徴収率を98%を見込んでおります。また、滞納繰越分合わせて4446万円を計上しております。内訳につきましては、特別徴収保険料3050万円、普通徴収保険料1368万円、滞納繰越保険料28万円を見込んで計上しているところであります。4の繰入金につきましては、一般会計から事務費、繰入金645万6千円。保険基盤安定繰入金1807万4千円を含んでおりまして、含めて2453万円を計上しております、歳入合計額6900万円としてございます。次に、歳出であります、1の総務費につきましては、一般管理費に必要な経費351万円を計上しております。次に、2の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市町村事務費負担金254万8千円、保険料4446万円、保険基盤安定負担金1807万4千円を含んで、合計額が6508万2千円として計上しております。従いまして、歳出合計額が6900万円として、歳入歳出同額といたしまして、収支ゼロの計画としてございます。なお、この会計につきましては、平成25年度の収支であります、大幅に減額になっております、先ほど国民健康保険会計で説明しておりますように、平成24年度を持って後期高齢者医療制度廃止となりますことから、平成25年度から新しい制度に移行する予定になってございます。従いまして、平成25年については、滞納分に係る保険料及び事務費的経費のみを計上させていただいております、歳入歳出合計額が、51万8千円を計上しているところでございます。従いまして、平成25年度までの収支計画としてございます。以上で、説明終わります。

議長 続きまして、4ページですね、介護保険事業。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、介護保険事業会計収支について、ご説明を申し上げたいと思います。介護保険収支につきましては、既にご承知かと思っておりますけれども、介護給付費のうち、それぞれ利用者負担の1割を除いた額に対しまして、介護保険料とそれから、国、道、町の公費負担でそれぞれ折半するというような仕組みになっているところでございます。それでは、23年度を中心にしながら会計収支についてご説明申し上げたいと思います。先ず、歳出から説明申し上げたいと思います。1の総務費でございますけれども、この経費につきましては、日高西部介護認定審査会に係る経費と、それから、介護認定調査員の賃金と、一般事務的な経費をそれぞれ例年含んで計上しているところでございますけれども、この中には、今年度23年度において法改正システムと、関連機器の経費を増額して、それぞれ1550万4千円として計上しているところでございます。2の保険給付費でございますけれども、この給付費の内容については、5項目1つには、介護サービス、これは、居宅施設若しくは、福祉用具と住宅改修等ということになってございます。これと同じ介護予防サービスそれから高額介護サービスということで、1割の自己負担がある一定額超えた分が払戻さ

れる制度でございますけれども、高額介護サービスそして、4つ目が高額医療合算介護サービスということで、同じ用件の世帯で、医療保険と介護保険の両方でそれぞれの負担が限度額を超えた場合について、支払われるサービスでございます。それから、5点目は特定入所者介護サービスということで、低所得者の負担限度額を超えた分が、介護給付費から払われるというような仕組みでございます。最終的には介護サービス、予防サービス、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、特定入所者介護サービスということで、これらの給付につきまして、それぞれ実績推計により積算しているところでございます。なお、町外の施設利用者の分につきましても、平取町に請求がきますので、そんな実績も見込みながらですね、3億4046万3千円として計上しているところでございます。3の地域支援事業費でございますけれども、この内容につきましては、認定審査で被害と事実と判定された方々や、地域の全ての高齢者を対象にした様々なサービスを提供する事業として経費として、887万9千円を計上しているところでございます。中身につきましては、介護予防高齢者施策事業費等ことで、運動機能、口腔機能、特定検診等々がその中に含まれてるところでございます。もう1つ包括的支援事業ということで、この介護保険を進めていく地域包括支援センターというところの経費の計上をしているところでございます。それから、任意事業ということで、これは、食の自立支援事業関係ということで、4720食ということで、高齢者の方々に対して弁当の配布と安否見守り確認をするということの事業をこの任意事業の中でやっているところでございます。それから、基金積立金でございますけれども、それぞれ現在持っている基金の0.25%ということで、24万3千円を計上してございます。なお、歳出の合計につきましては、3億6508万円としてそれぞれ歳出を積算しているところでございます。続いて、歳入をご説明申し上げます。まず、1の介護保険料でございますけれども、65歳以上の第1号被保険者ということで、65歳以上の人数を1655人ということで、積算いたしまして、それぞれを各階層ごとの保険料率を掛けて、補正後の被保険者数を第1段階から第6段階の人数を1531人いたしまして、それらに月額3千円の12ヶ月、そしてそれぞれの率を掛けながら滞繰分を含めまして、5377万7千円として計上しているところでございます。続きまして、保険給付費でございますけれども、保険給付費のそれぞれの内容等につきましては、それぞれの国庫支出金、支払基金交付金、道支出金、一般会計繰入金ということになってございますけれども、それらにつきましては、それぞれの介護給付に対するルール分がございまして、それぞれに国、道、支払基金、町ということで、一定の按分をもってそれぞれ計算されたものをそこに歳入として入れてるところでございます。それから、財産収入でございますけれども、これは基金の利息ということで、結果的に今基金を2900万ほど持っておりますので、それに0.25%を掛けまして、23万4千円ということで見込んでございます。繰入金の2の基金繰入金につきましては、264万7千円を計上しているところでござ

ざいます。諸収入でございますけれども、先ほどお話ししましたように、配食サービス費利用者負担金ということで、1食個人負担が400円ということになっておりますので、その4720食を掛けた分等々を経費として、見ているところでございます。以上、歳入歳出3億6508万円として、それぞれ23年度につきましては、計上しているところでございます。なお、この会計収支を見ていただくと分かりますように、平成25年度につきましては、そういった意味では、この後期の5ヵ年計画にもございますように、25年度には、グループホーム等の運営が始まるということを見込んでおりますので、保険給付費につきまして、かなりの増額をするというような形で考えて利用してございます。介護給付費がそういった形で、伸びますとそれに伴って歳入についてもそれぞれ、国、道、支払基金、町ということで、歳入に支出に連動して、ルール分が増加するということになっていきますので、そういった経費を25年度では、見てるところでございます。なお、この4期の計画が23年度で終わることになりますので、24年度からにつきましては、第5期の介護保険計画となりますけれども、5期の3年間ににつきましては、そういった意味では、この介護保険料につきましては、現行の3千円を維持していくという考え方でいきたいなというふうに考えております。なお、3千円につきましては、足りない分については、今もっている基金の中で対応しながら、支消をしていきたいというそういった形の会計収支を見込んでいるところでございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長

次に、6ページ、国民健康保険病院事業会計収支について、病院事務長。

病院事務
長

それでは、平取町国保病院の向こう5ヵ年の財政計画について、ご説明申し上げます。22年度の決算見込額からご説明いたします。最初に収入ですけれども、収益的収支、収入の計ですけれども、7億4286万6千円で、前年比2.9%の増となっております。増加の主な理由といたしましては、1の医業収益で4.2%増の4億7538万6千円となっております。これは、入院患者が12%、外来患者が4%、それぞれ増加していることによるものです。次に、医業外収益のうち、普通会計からの繰入れは、前年比1.2%増の2億6357万8千円となっております。次に、支出ですけれども、収益的収支、支出の計ですが、8億2770万5千円で前年比12.6%の増となっております。これは、1の医業費用で医師が1人減ったことに伴い、振内診療所に出張医を招聘して、診療にあたっていただいていることや、国保病院医師の勤務環境改善を目的とした、出張医師による当直回数が増えたことなどによるもので、前年比6.2%増の7億8012万9千円としております。また、3の特別損失としまして、国保連合会ほか各保険機関への自主返還金など4721万円が発生したことで、当年度の純利益はマイナスの8483万9千円で、経常損益はマイナス3762万9千円の見込みとなっております。なお、21年度決算の繰越利益余

剰金は、これは収益的収支の一番下の欄ですけれども、マイナスの4億849万6千円でしたが、今年度において資本剰余金を充当しましたので、22年度決算において、前年度繰越利益剰余金はゼロとなり、累積債務の解消を図っております。なお、22年度においては、繰越利益剰余金をマイナスの8483万9千円と見込んでおります。次に、平成23年度、収入1の医業収益ですけれども、4億8500万円で、前年比2%の増加を見込んでおります。これは、前年度の実績を勘案したものでございます。次に、医業外収益のうちの普通会計繰入金ですが、一般会計の収支計画により27年度まで、各年度とも2億6000万円の計画としております。収益的収支、収入の計は、7億4990万を見込んでおります。次に、支出の1の医業費用ですが、7億6751万2千円で、前年比マイナス1.6%としております。これは、当該年度が改革プランの最終年度になることから、各種経費の削減を勘案したものでございます。次に、3の特別損出の600万円ですが、北海道厚生局の指導により、患者さん個人への自主返還金として計上しております。収益的収支、支出の計ですけれども、7億7391万2千円、前年比マイナスの6.5%を見込んでおります。純利益をマイナスの2401万2千円。経常損益でマイナスの1801万2千円と見込んでおります。次に、平成24年度では、院外処方計画により、薬剤収入と薬剤購入費等の勘案した推計となっており、25年度におきましても、ほぼ同程度の予算規模となっております。また、平成26年度からは、人工透析診療の導入を計画しておりますので、それによる診療収入と費用を推計しております。この後期5ヵ年計画をとおして、経常損益につきましては、各年度とも概ねマイナス2千万円前後とし、最終年度の繰越利益剰余金をマイナス1億9088万4千円と見込んでおります。次に、下段の資本的収支の方をご覧いただきたいと思いますが、こちらの収入は全て普通会計からの繰入金となっております。はじめに平成22年度の決算見込みですが、支出の1の建設改良費です。これは主に院舎修繕、医療機器等購入に係る経費と、借入金である2の企業債の償還金などとなっております。収入、支出の見込みは、842万2千円となっております。23年度以降につきましては、新たに町から借入れの長期借入金償還金440万円の償還が始まるほか、後期5ヵ年計画に基づきまして、それぞれ修繕や医療機器等の購入を見込んでおります。以上で、国保病院の財政計画についての説明を終わります。

議長

休憩します。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前11時00分)

議長

再開します。休憩前に報告がありました、第5次平取町総合計画後期5ヵ年実施計画についての、質疑を行います。質疑の順序として初めに、事業実施計画

をページごとに行い、続きまして、各会計収支計画を行いますので、よろしく
お願いいたします。最初に、11ページ裏まで、26年、27年までつながっ
ておりますので、11ページ、12ページの質疑に入ります。最後までいきま
したらまた、統括的に行いますので、10番大崎議員。

10番
大崎議員

10番大崎です。10番のふるさと親子留学住宅建設事業で、ログハウスの債
務負担行為額を、でてるんですけども、以前総務文教常任委員会の中で、ふ
るさと親子留学の検証について、どうだったのかということが報告されて、将
来的には、全町的に進めてもいいのじゃないかってというような説明があっ
たと思いますけれども、今後どのように進めていくのか、そのことを踏まえて
どのように進めていくのかお伺いしたいのが1点と、それと親子留学の要綱の
中で、振内地区に転入した人に対して、親子留学として受入れますよというこ
とになってたと思うんですけども、振内地区から転居された方いるというこ
ともあったんですけども、あったと思うんですけども、要綱に当てはまらな
くなってんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の考え方どうなってるの
か或いは、要綱見直す、この要綱見たところあくまでも、その振内地区って書
いてあるんですけども、本当はその周辺地区長知内、岩知志或いは、豊糠っ
ていうふうに範囲広げていくのも、一つになるんじゃないのかなっていうふう
に思うんですけども、そこら辺の考え方ちょっと2点お伺いしたと思います。

議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。検証の時に、将来的に、全町的にどう進めてい
くのかという議論については、正直申し上げてちょっとその当時の資料再度確
認しなきゃ正確でないかなと思いますが、私の方からすると、ふるさと親子留
学の制度が出来た経緯からいくと、振内だけでなく学校統合からめて言うと、
ほかの地区も、振内だけでなく、そういうことほかの地区にも広げていただ
きたいとこういうような要望、意向があったことが事実なんで、只その時に今
振内地区は、教育委員会が主ではなくて、受入れの団体が主体的に色んなこと
やっていたいてます。それと同じように、ほかの地区がそういう体制でいけ
るのかという問題と、そこまで広げた時にお出でをいただく方或いは、財政事
情等々も含めて言うと、その辺が不確定というか検討されない事項だったので、
私どもは、ほかの地区へという時にそこまでちょっと対応出来ていないかなと
いうのと、少なくとも積極的な事で意思表示はしていなかったかなというこ
とで、推移をしておりますので、今ご質問のように将来全町的にどう進めてい
くのかという観点で言うと、ふるさと親子留学振内への転入の状況を見ましても
1年に1世帯くらいかなということ。なかなか、近年問い合わせも含めて厳し
いかなという環境に置かれていることは事実で、それぞれNPO法人がご努力
いただいとるには言いながらも、その辺は、検証ということの部分で言うと、

今後ともそういう課題を残しながらかなと思ってます。それと、もう1点目の振内地区に転入をされた方が、ほかへ転居をしているというふうなことで言うと、私ども当時の要綱含めて実は今、検証しているという事実がございます。振内地区っていうのは、自治会的に言うと振内地区っていうのは、長知内、振内、豊糠、岩知志等を含めた地区という考え方と、振内地区といってもいわゆる振内の市街地、池売を含めたそこという考え方があります。当時の議会への報告或いは、私どもがもっているものから行くと、どうも範囲は振内地区といっても、振内、池売、幌毛志まで入るかどうか、この辺が微妙かなっていうのはありますけど、そういう限定が一定程度あったんだろうという想定でいますが、そういう意味で言うと、今ほかへ転居した方がということかというと、ふるさと親子留学そのものの制度の問題と、それから豊糠地区いわゆるダムがらみの水源地域というからみでいうと、その辺をどうやってその制度運用するのか、しないのかということも含めていうと、内部協議と、それから議会への相談ということが課題残る案件かなという押さえでとりあえずはあります。その域をまだ出ておりませんので、その辺について一定の町長部局と協議が整ったという状況になると、議会へもご相談とこういうことの事情にはなるかもわかりません。現状でいうと、当時の導入の計画の状況からいくと、振内地区ってのは、ふるさと親子留学でいうと、振内の市街地、ほかの自治会的に言うとほかのところまでは、広がっていないかなという解釈でいますが、ただ豊糠という地域でいうと、ダムがらみをも含めた水源地域対策と、それからいわゆるそこにどなたかという事情、違う事情また抱えますので、この辺は教育委員会が、主体的にこれと言えるの町長部局と相談をしてならということの案件になると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

その後者の後半の部分なんですけども、やはり私達その当初出来た時も、振内の市街地が寂れるからということで、当初そういうお話があったと思うんですけども、実際問題その留学で来てた方が、豊糠地区にこう転居されてるっていう色々事情はあるんですけども、それぞれそうやって頑張っていたらで、ちょっと要綱とずれてきてる部分、ちょっとその、要綱どおりどう認識するかっていう違いはあるかもしれませんが、ここら辺は、きちんと早急に要綱を直すとか、そういったことで対処すべきだと思いますんで、なるべく早くきちんと対応すべきだと思いますんで、そこら辺は十分留意していただきたいなというふうに思っております。

議長

教育長。

教育長

今、質問の趣旨に沿いながら町長の方と検討して、早期にそういう方向は出し

ていきたいかなと思ってますので、また、次の機会にご相談をさせていただきたいと思います。

議長

11ページ、12ページ質問ございませんか。それでは、13、14ページについて、質問を行います。15、16ページについて、質疑を行います。11番桜井議員。

11番
桜井議員

11番桜井です。先般の町長等のグループホームに対する説明に関しての、ご質問でございますが、前回町長の質問受けまして、貝澤議員と二人で、旧営林署跡地の方に行ってまいりました。坪でしたか、5千円ということで、1千万大体そのくらい掛かるんでないかというお答えでしたが、実際には、あの建物は、二人で見た感想ではとても使用できるような建物ではないなというのと、それと、あの土地を実際に利用するとすれば、建物の撤去費、相当に掛かると見てきたんですが、その辺のことについては、町長部局の方では、どういうふうに考えているのか、お答え願いたいと思います。

議長

16ページの40番の関係ですね、これについて、川上町長。

町長

それでは、私の方から申し上げたいと思いますが、グループホームの関係で、営林署の跡地というようなことで、町としても考えているところでございますけれども、結論から申し上げまして、振内の跡地の面積が約21000㎡というようなことでお話を申し上げたと思いますけれども、営林署の方、森林管理署の方に約1千万ということで、㎡当り470円。そして、坪当り1556円というようなことございまして、これらについてもう少し建物が古いんで撤去費も掛かるというようなことで、森林管理署の方は、そういったことを込みで考えて安くしているというようなことで、これ以上安く出来ない、相当安い単価です。それで、この間もお話申し上げましたように、振内市街地の売買事例でいきますと、平均㎡当り5300円それが、470円でございます。そういったことで、坪当りにして平均で国道の拡幅で17500円、坪当りというようなことで、本当に10分の1の値段というようなことで、そういった込みというような考え方でございます。それで、町としてもあれを全部一気に撤去してということではなく、現在もふるさと留学で利用している方もおりますし、今の例えば、グループホーム造る部分の場所が決まれば、そういったところから、取り壊しというか、そういうことを考えますので、いっぺんにそういったことが、発生しないというような中で考えておりますし、価格的にも相当10分の1の相当の安い値段で町であれば、是非購入していただきたいというようなことで、財源が足りなければ、分割でもいいんで町が確保していただければ有難いというような森林管理署の申し入れがございまして。そういったことで、あと、本当に使えない建物もありますけれども、また、使えるような建物も

あるとしたら、それは、地域の皆さんと共に地域振興策というようなことで、若干補修すれば再利用という形のこと取れるのかなというふうに考えてございますし、また、整備する場所については、小学校、保育所もございまして、一つはふれあい交流が出来る場所でもございますし、また、自然環境もよろしいので、自然とのふれあいが出来るというようなことも総合的に勘案しまして、少しでも花を植えたり、土づくりをしながら、そういう認知症の方の進行を抑制しながら、安心してそこで生活をしていただくというような形を考えてございますので、よろしく願いしたいと思います。

議長

11番桜井議員。

11番
桜井議員

それでは、現実的には、建物撤去等の費用というのは、考えて、今のところ数字的なものは、出してないということですね。それと、今町長からおっしゃられたのが、大崎君の前の質問の中にあるように、医師とのきちとした意思というか、意思の疎通も含めてケアという部分に関しては、難しいって土地柄って言うか、医師の確保が難しいってのもございますし、今町長言ったように、花を植えるだとか、そういうことって言うのは、土地的にはいいんですが、あそこを全体を使うとすれば、ランドデザインって言うのかな、そういうものをきちと示した上での、グループホームの建設でしたらいいんですけど、土地を買ったんだけど、その後の利用の方法は、まだ考えていないっていうんでしたら、ちょっとこの計画を進めるというのは、無理があるような私自身はしております。是非とも、早急にそれも含めて提示していただきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長

川上町長。

町長

先日も、私の方からお話を申し上げましたけれども、約2町ほどございますので、将来的にはD団地の方も非常に昔の建物で、老朽化して非常に買い物等或いは、病院に行くにも本当に大変な状況にございます。そういったことで、場所的にも国道から遠いことから、何とか振内のまちにコンパクトなまちづくりというようなことで、公営住宅の立替も考えていきたいというような考え方がございますので、いずれにしても、あそこの有効利用を、本当に10分の1で土地買えますので、有効利用も地域と十分連携を図りながら、町としての考え方もありますけれども、大きな官舎というか、あれもちょっと直したら、なんか上手く使えるんでないか、みたいなことも地域でもされておりますので、そういったことも踏まえながら、将来的にはこういうような予定で有効活用出来るというようなことを、地域とも協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

議長

15ページ、16ページよろしいでしょうか。17ページ、18ページにいきます。10番大崎議員。

10番
大崎議員

先ず、52番の実践農場整備事業その2の部分で、前回も私、色々燃料の高騰もある、或いは化石燃料どんどん、どんどん使いながら今のトマトやってるのもどうなのかなってということで、省エネタイプの是非、実践農場もせっかく建てるんなら、なるべくその化石燃料使わないで、出来るようなそういう方策を全町的に広げるための実践農場として建設してってどうかという話をさせていただいたんですけども、その後、どういうふうになってるのかちょっとお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは、お答えいたします。振内の実践農場につきましては、平成23年度ということで、前回議員からお話ありましたように、その燃料の掛かない省エネのということで、検討するように今内部で協議しておりますので、試験的なこともありますので、その辺について十分検討していきたいと考えておりますけれども、紫雲古津の実践農場でやっております、電気を使ったエアコンを使ったヒートポンプの関係については、紫雲古津の方で継続的に実施していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

ヒートポンプもいんですけれども、ただ本州のような連棟の大きなハウスで、ヒートポンプ使うんならまだ、効果的な部分もあるんですけれども、平取のハウス、パイプハウスで単棟でいってるわけで、非常にやっぱりそのヒートポンプを進めるにしても、導入経費が掛かる或いは、その台数も非常に沢山いるということになってきますんで、それが全てそれでいいのか或いは、いいのかって言うことじゃなくって、ヒートポンプも必要性も十分理解してますんで、例えば、その育苗のハウスの部分で進めていくですとか、そういったこと考えながら進めていっていただきたいなっていうのが一つあるのと、それと部会の方で将来的に3月植えを義務的に作ってもらおうっていうそういう動きもあるみたいなんで、特にこっちの本町地区と違って振内、貫気別地区の方が寒さ厳しいんで、3月植え取り組まなきゃなんないっていう、いうふうになった時に、非常にハンディあるんですよね、ですからそういったことも考えながら本当にこうどうやって普及してくか、色々な方策を、色々な情報を手に入れながら進めて行っていただきたいなっていうふうに思っておりますんで、よろしく願いいたします。それと、もう1点、55番の農業者就農促進対策事業というところで、いわゆるUターン、Uターンでしたが、あのその助成という部分にな

と思うんですけれども、近年後継者帰ってこられても、ある程度、一定基準で線引きっていうか、ある程度設備投資しないと、この助成はいただけないよという、確かそういうふうになってたと思うんですけれども、このところ帰ってこられる子たち、後継者達を見てると、ある程度家の規模自体も、ある程度の部分になってきます。そういった方々には、ちょっとなかなか当りずらいというところもあるんでしょうし、またその規模拡大までを考えなくても、今のその中規模或いは、小規模でもやってきたいんだっていうそういう意欲のあるそういう後継者もいると思うんですけれども、そういった子たちには、ちょっと当らない、今の枠で言うとうち当らないっていうことになると思うんですよね、ですからそこら辺要綱の見直しですとか、そういうことも考えていってもいい時期に来てるのではないかなっていうふうに思っておりますけれども、その辺の考え方ちょっとお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

先ず、前段のヒートポンプの関係につきましては、おっしゃるとおりですね、やっぱり導入にコストが掛かるということと、あまり実用的ではないっていうような、今のところまとめですけれども、これからも実証していきたいと考えておりますけれども、また、奥の方のハウスの省エネに関しては、二重、三重被膜で今研究しておりますけれども、その辺についても十分これから検討させていただきたいと考えております。Uターン対策につきましては、現在800万が上限で、そのうち2分の1補助するということで、400万。それを2カ年、分割で2カ年で払ってるっていうことでございますけど、今のところ申請がないということはないんですけれども、制度の見直しを含めてこれから検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

11番桜井議員。

11番
桜井議員

51番、52番に関する質問なんでありますが、先般の鈴木議員の質問にも重複して申し訳ないんですが、紫雲古津地区の地域住民の方々からも新規就農者の研修生ではなくて、新規就農者の住宅の確保を望む声が非常に大きいということでありまして、計画に載っていないということなんで、これは、もう一度再考するべき事案だと思いますので、そのことについてお答えを願いたいと思います。もちろん研修生の住宅というのも本当必要だと思うんですが、せっかく平取町に居を構えて、就農したいというそういう意思をしっかりと持っている新規就農者に対しましての住宅の確保ということをしかりと対策していかなければならないと思いますので、その辺のことの今後についての考え方をお示しさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

この住宅に関しましては、平成24年で、ご質問のとおり研修生用の住宅ということで、当初振内地区と紫雲古津地区に1戸ずつで、1千万円ずつで計上しておりましたけれども、地区の要望から新しい住宅を1戸建設するよりも、既存の住宅をリフォームして、何戸かやってもらった方が有効に使えるんじゃないかということで、今のところそういう既存の施設をリフォームするような感じで考えておりますので、その中で例えば、リフォーム300万円くらい掛かりますと、1千万で3戸分リフォーム出来ますので、その中で、研修生用の住宅、またその出来れば、新規就農者用の方にも利用していただけるような形になるようでしたら、その辺についても考えていきたいと思っております。

議長

11番桜井議員。

11番
桜井議員

紫雲古津地区で、実際にリフォームして住めるような住宅あります。

議長

産業課長。

産業課長

例えば、空いてる職員住宅とかですね、今のマッシュルームの住宅も使っておりますけれども、あと、離農した農家の方の住宅とか、それは、直すということではなくて、お借りするというようなこともありまして、その辺含めて、結構、住宅新築される農家の方いらっしゃいますので、旧家屋が空いてくるようなことがありますので、その辺についても借りれるようでしたら、それも考えていきたいということです。

議長

副町長。

副町長

それでは、ちょっと私の方からも新規就農者の住宅の関係でお答えをしたいと思います。研修生の住宅というのは、研修期間というのは決まっていますんで、入居期間も当然決まってくる。ということで、最大3年、2年から3年程度の入居期間で新たな人に代わっていくということになりますので、新規就農者については、住宅1戸そのまま与えると、生涯そこで住みついて、そこで営農始めるということになるので、個人財産になる部分を町がしっかり与えてしまっているのかなというのがありますんで、民間の住宅を活用してというのは、なかなか難しいと、今産業課長、説明したとおり町有住宅のもってる住宅の中でリフォームをして、そこである程度一定期間、営農していただいて、例えば、住宅を新築できる経営状況になれば、住宅を新築していただいて、そこに移っていただくのがいいのかなというふうに思いますけれども、必ずしも今後の農

業経営の中でそうになっていくとは限りませんので、その対応については、どうするのかまた、対策協議会含めて十分検討させていただきたいなと思いますので、一つよろしく願いいたします。

議長 11番桜井議員。

11番桜井議員 今のお答えの中で、リフォームして住むということになると、その助成っていいのか、そういうものは、ここにある家賃助成だとかって、これを家賃助成って言う形ですということなんですか。

議長 副町長。

副町長 それ、あの、家賃助成で予算を計上するということではなくて、いわゆるその住宅の建設ということをリフォームに変えてくという方法もあるんで、そういう対応も含めて考えていきたいということなんで、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに思います。当然、入居者からは、それなりの家賃は徴収するということになりますんで、その部分については、一般の入居者と同じということで、理解をしていただければいいかなというふうに思います。

議長 19ページ、20ページに移ります。10番大崎議員。

10番大崎議員 10番大崎です。78番のびらとり温泉改修事業なんですけれども、昨年に、この計画の中のやつで、出されたやつで、総事業費6億5千万ですか、だったんですけれども、今回7億6400万総事業費上がってるんですけれども、こうなった経緯をちょっとお伺いしたいと思います。

議長 産業課長。

産業課長 増えた分は、来年実施予定ということであげております。温泉の掘削調査の分が約1億円ほど増えております。

議長 10番大崎議員。

10番大崎議員 ということは、前回、掘削、設計内容、施工方法及び実施年度の精査中ってカッコで書かれてたのが、もうはっきりボーリングはやるとそういう考えにいたったって言うそういうことでよろしいでしょうか。

議長 産業課長。

産業課長 来年度におきまして、温泉の掘削調査等、ボーリングを実施していきたいということで、23年度に予算計上させていただきたいと考えております。

議長 10番大崎議員。

10番大崎議員 前回も、私、話させていただいたんですけども、本当にそこまで必要なのか、これから、まだ、話合われる余地はあるのかっていうことを、お伺いしたと思うんですけども、予算作成上やむを得ぬ出てきたのかどうか、そこら辺ちょっとよくわかんないですけども、本当にそこまで、何度も言わせていただくんですけども、本当にボーリングをして温泉掘るまで、本当にやんなきゃなんないのか、或いは、その将来的な過大な集客を見込んで、こうやって行くよりも、以前私も言ったように、コンパクトに今のままでいい、そのコンパクトな建て替えるにしてもコンパクトなそういう施設でもいいんでないかっていうそういう意見言わせてもらったんですけども、その宿泊施設のことあるんですけども、そこら辺あの、なんかこうどンドン、どンドンこうその施設、温泉の掘削ですとか、その宿泊施設の部分とか、皆さんここにいる議員の方にも色々意見あると思うんですよね、そういったものがまだちゃんと町側に伝えきっていない部分なのに、こうどンドン、どンドンこう進めていかれるような気がしてならないんですけども、将来的なその多額のお金掛かる問題なんですよこれね、将来的なやっぱりその町民、段々、色々こう定住移住とかそういう方策進めていってもらうんですけども、将来的にやっぱり人口どうしても少なくなってくんですよね、っていうことは将来的に皆の負担が段々重たくなってくんですよね、だからそういったことを考えると、大風呂敷きを広げるっていったらちょっと語弊があるかも知れませんが、大きな施設を本当に建てていっていいのかっていうその、根本的なその疑問をきちんと精査して考えていかなきゃとてもこのボーリング或いは、その宿泊施設の部分はちょっと納得はいかないんですけども、そこら辺のちょっと考え方お聞かせいただきたいと思います。

議長 産業課長。

産業課長 温泉の掘削につきましては、現在ご承知のとおり、びらとり温泉のお湯につきましては、衛生組合の方から日に3、4回程度の運んで、30年間やってきたという経緯がございます。その温泉の水源につきましても、なかなか地震の時とかによりまして、色々水質が変わったりなんなりということと、また温泉成分の面からもですね、ちょっと色々問題が出てきているようなこともあります。長期的に見れば、ボーリングして温泉が出ることによって、燃料費の節減にもなりますし、昨年12月の定例会おきまして、改修事業の設計案の謝礼ということで、報償費100万円の補正をさせていただいております。現在、庁舎内で作っております、まちづくりプロジェクトチームというのがございまして、

その中で、基本設計のプロポーザルに向けて検討を今しているところでございます。主な内容につきましては、以前もご説明させていただきましてたけれども、延べ床面積については、1300㎡程度ということで、現在の温泉の規模とほぼ同じということでございます。総工費については、5億8千万円以内ということ、また、そのほかに収容人数が60名ということで、宿泊施設にいても、一応考えていただきたいということでしてはいますけれども、室数については、指定しないということで、それぞれ提案していただきたいということで、今考えております。仕様部分については、平取産のカラマツを使用する。また、木質のペレットボイラーや太陽光発電なども導入も視野に入れていただくということで、現在そのような内容でプロポーザルしていただきたいと考えておりますが、決して豪華な設備ではなくて、最小限町民の方に親しんでいただけるような平取らしい施設にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

その他の部分は、まあまあ納得できる部分もあるんですよ、問題なのは、その掘削までしなきゃ、分かるんですよ、あそこの今源泉から運んできて、それも段々ちょっと将来先行きちょっとどうかなっていう部分もあるっていうのも分かるんですけども、だからといってその要するに1億以上掛かるっていうことですよ、ボーリングの掘削に、そんだけ掛けてその見合うだけの要するにやっぱりペイするのかっていうこと、それを考えちゃうんですよ、ペイしなかったらやっぱりそんだけ、最終的には町民の負担になっていくと思うんですよ、ですからその宿泊施設も色々庁舎内で検討されてるというの分かるんですけども、その規模は、まだはっきりしてないような話も今あったんですけども、やっぱりその町内同じ宿泊施設を持ってる個人の方との兼ね合いもあるでしょうし、そこら辺ももっと慎重にやっぱり検討していかなきゃなんない部分だと思うんですよ、その庁舎内でその話し合ってる時、話し合ったそのプロジェクトチームですか、なんかで温泉のこと話し合ってる時に、そういった意見は、出てないんでしょうかね、それちょっとお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

ボーリング調査については、一応1億ほど掛かるということでございますけれども、国の補助が5千万円、半分ほどありまして、実際は5千万円ほどということになります。井戸の掘削については、1500メートル掘った場合に1億掛かるというということで、例えば、これが1000メートルで温泉が出たとすると、約8千万円ほどということに今試算としてはなっております。色々庁内のプロジェクトチームの中でも、宿泊施設についても色々意見は出ています。

ころでございます。例えば、稼働率の問題とか、色々ありますけれども、その辺についても十分協議してと考えておりますし、詳しいプロポーザルの資料につきましては、現在取りまとめ中でございます。来月2月9日開催の産業厚生常任委員会の方に詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

議長

川上町長。

町長

それでは、私の方からも温泉のボーリングの関係について、お話をさせていただきたいと思いますが、やはり、これ将来的にみましたら石油の値上がり、枯渇の問題で、この燃料費が相当、経営に大きく左右するというような状況がございます。そういったことで、経費は掛かりますけれども、また議論の分かれるところでもありますけれども、やはり経営していくうえでは、このような大きな影響がありますので、温泉が出るかどうかの事前調査をしっかりと、出るのであれば、補助金も貰いながらやることによって、年間1500万程度くらいかなと思うんですけども、重油の燃料の節減もなりますし、これによって大きく委託料が、経営を悪化するというようなことも考えられますので、そういったことで、もし出るのであれば将来的には十分ペイするのかなというふうに思っておりますし、また燃料が仮にある程度35、6度なれば、後の補完燃料については、太陽光或いは、地元のペレットなどクリーンなエネルギーを使いながら温泉というような形の他の町との差別化を図りながらやっていくということが大事だと思いますし、先ほど課長から申しましたように、衛生組合の場所から冷泉を運んでおりますけれども、大きな経費が掛かるということと、それから冷泉を沸かすと相当なエネルギーが掛かりますので、ある程度30度以上の冷泉が出れば、ほとんどそういった補完的な形で、対応出来るのかなというそういう見通しから、思い切ってこの機会に調査をして、確実に出るのであれば、そういった道が必要ではないかという内部の協議をしたところでございます。

議長

その前に、各議員に申し上げます。会議規則で、この議案1件につき3問ということで進みますので、よろしく、ページごとに進みますので、よろしくお願いをいたします。平村議員。

2番

平村議員

はい、大崎議員と同じなんですけれども、温泉のどこなんですけど、考え方は同じなんですけれども、今温泉を新築する、改修する、老朽化している部分は本当に認めますけれども、またボーリングが1億円掛かるというそのやり方もそれは、しょうがないかなとは思いますが、全部改修するのではなくって、今の温泉の中で、日本、北海道でも素晴らしい石の温泉をありながら、違うところに建てるという計画だったようなので、その辺をもっと改修という形で、今の温泉を使いながら、壊れた部分とか、色々老朽化している部分ありますの

で、その辺をもうちょっと2億かその辺を掛けながらやって、あと町民がサウナが無いとか、色んな部分で脱衣所が狭いとか、そういうので増改築をしながら、やるというその2通りのパターンでも出しながら町民の意見を聞かないとスポッとこういうふうに新しくやるんだよってという考えでは、もう町民の人はとっても心配して、そんなお金を掛けてこれから大丈夫なのかということ、やはり今はもう病院のことも赤字で、もう病院も老朽化してて、そのうちには改築もしなきゃなんないとか、今介護の方でも色々とお金が掛かる中で、町財政も大変な時期に、本当に宿泊まで付けて、その7億近いお金を掛けて本当にやっていいのかということで、私たち町会議員の人もまだ本当に皆で練り合っていない中で、大崎さんが言うように、こうやって出してしまうと本当になんか決められてしまうような感じで、とても心配なので、もうちょっと住民にも説明しながら、こういうパターンと、こういうパターンがあるよという中で、やはりここに来ている、温泉に来ている、もう本当にいつも来ている常連の人達は、この石のお風呂は素晴らしいって他町からでも毎日のように来ている人もいらっしゃいますので、やはりあの石風呂をなくさない形の中で、増改築をしてやる方法もあるんじゃないかと思っておりますので、その辺をもっと煮詰めながら、早急にこういうふうにもう24年度ではやるような形で出されると、本当に住民がすごく戸惑っていますので、もっと、もっと住民の本当に利用している方の話を聞きながらやってほしいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは、お答え申し上げたいと思いますが、現在、直営でやっていた時には、委託料が約6千万掛けて、これを経営をしておりました、赤字が6千万でありますけれども、指定管理者に指定管理をさせて4千万で委託をさせておりますけれども、ご存知のとおりやはり施設そのものが、もう老朽化して、もうほとんど改修というか、一部直してという部分にはなかなか難しい面もあるかというふうに考えてございます。そういった中では、新しく別な場所にという考え方でございますが、それらの内容については、これから検討委員会を立ち上げながら、十分その辺の議論もしながら、考えて行きたいとおもいますが、前段申し上げましたように、4千万がプラス1千万の修繕費こう掛かるといような形の中でございますけれども、改修をすれば委託料も先ほど財政シュミレーションの中でも、お話申し上げましたように、何年かは、ある程度収支は委託料はゼロの中で出来るんじゃないかということで、今の委託料4千万にそれに上乗せして借金するということではなくて、最低でも将来何年間後には、1千万程度の委託料なるのが分かりませんが、最小限度でやれますので、そういったことから考えますと、本当に5千万ある程度掛かっていたものが、最小限度になるということになれば、そういった形の委託料の削減の中で、整備をしていけるのかと、10年例えば、5億でありますし、一度建てると30年

はもちますので、十分ペイ出来るというようなことで、我々としては、委託料をそのまま払いながら、なお且つ借金をするという考え方ではなくて、委託料を削減して、やはり頑張ってもらおうという形の中で、考えてますので、その両面がございますので、委託料も払いながら、また借金もしてこんなにやるということではなくて、是非その辺はご理解を願いたいなというふうに思っております。

議長

よろしいですか。4番千葉議員。

4番
千葉議員

4番千葉。今、78のびらとり温泉の改修事業について、私も前回発言させてもらった経緯もあるんですけども、様々、各議員、当然各地域の代表ということで、この温泉に対する話題というのは、非常に最近私の周りでも出てまして、町民からもどういうふうにもっていくのかなと関心が高い事業、内容だなというふうに思っております。そこで、確認になるわけですが、前回の話でしたら、いわゆるそのランドデザイン的なものが全部出揃った段階をもって、一つの叩き台としたいと、話し合いを進めていくうえでの叩き台として、全ての設計内容或いは、多分マーケティング調査っていうんですか、そういったことも含めて将来にわたってこの施設は、これだけお金掛けてもこうですよというものがきちりと提示されて、そこから議論がスタートするという考え方ではよろしいのか、その辺のこと先ず確認として伺っておきたいと思っております。

議長

副町長。

副町長

それでは、お答えをしたいと思います。只今のご質問の中で、一部ちょっと私どもの考え方と違うところがあります。基本的には、先ほど産業課長説明したとおり、来月プロポーザルを実施をする予定でありますけども、プロポーザルの中には、いわゆるマーケティング調査まで求めておりません。それは、平成21年度で、既に調査の中で、マーケティング調査を実施をしているようなことがありますので、その基本構想を基にプロポーザルを発注をするということになってますので、そういう形で進めていきたいなというふうに思っております。それで、プロポーザルそのものは、前段から町民、各界、各層の方々、特にびらとり温泉の検討委員会の方、それと議会の議員の皆さんの中から、選別をしていただいて、あと一般町民の方々からそういう検討委員会的な組織を作ってその中で、具体的な中身について判断をしていただいていくというような形で設計の、いわゆる実設計に反映をしていきたいということで考えております。そういうことで、町民の皆さんの意見を参考にして、町民の層に基づいた温泉づくりを実施をしていきたいということで考えておりますので、ひとつご理解の程、よろしく願いいたします。

議長

4 番千葉議員。

4 番
千葉議員

今のご説明、ご答弁ですと、平成21年度に大体そのマーケティング調査含めて、既にもう動き出してるよと、それと今回の実施、設計含めて、デザイン的なものも含めてということに対しては、ちょっと私どもの感覚と違うなというのは、今ちょっと印象受けたんですけども、なぜ、先ほどから大崎議員も平村議員もそうですけども、このことに対して心配してるのかっていうことは、一つは、一定の改修は必要だなという感覚は私持っているんですよ、その中で例えば、最小限、先ほど言った温泉ボーリング、これをやることによって燃料費の節約とかなんとか、あとは、規模の問題ですよ、それと受け皿の問題なんですよ。ということは、この施設が仮にこのまま進んで完成したとなつて、どこまで宿泊を、利用客それから、この温泉施設の利用客、期待しているのか、それこそさっき言ったマーケティング調査の状況の詳細を我々先ず知りたいんですよ、それで、例えばアイヌ文化の振興、それから文化的景観に対しての集客期待、或いは、幌尻の登山に対するその集客の期待、それから一部前にちょっと出たんですけど、一般のビジネス客、いわゆる日勝通っていくようなお客さんの宿泊対象にもなると、色んな考え方もあると思うんですけども、私一つ気になってるのは、その改修に対しての中身、器、規模の問題でいったら、本当に先ほど町長も言われてた形の中で、将来にわたって黒字になっていくのかな、黒字にならなくてもとんとんで、持ち出しがなく、将来このまま本当に進んでいくのかなというところの非常に疑問であります。委託料っていうんですか、指定管理料、委託料含めて3900何十万なにがしが、年間こう、本当にそれも指定管理受ける方、今後の見通しとして、これは本当に払わなくていいのかな、そんな甘い話があるのかなということも、実はちょっと脳裏の中で感じております。ということは、大体が周辺施設みて感じたことなんですけども、近年では、三石の蔵三或いは、新冠のレ・コードの湯含めて、宿泊施設もってスタートということなんですけれども、三石の蔵三さんクラッセ系列の方に当然売却して、今系列チェーンで、チェーンの小樽チェーンでやってますけれども、もう段々、段々こうなんっていうんですか、条件が合えば良い民間の方で引き取ってくれるということもあるんですけども、その辺の期待する規模、理事者側として、本当にこれだけお金掛けて、どれだけの規模として、或いは継続的にやって運営して赤字を出さないでやっていくかって、その辺のシュミレーションの、もし情報があれば、我々議員の方にも、是非中身をもっと知りたいと、それからでないとなかなかどうぞという声は、おそらく今日出席されてる議員は、納得いかないのかなと、そのことからはじめて議論があり、色んな協議の中身があり、或いは場合によっては、方向転換もあると、建設費もどうなのって話に、具体的になってくると思うんですけども、その特に重要視したいのが、将来にわたっての利用する対象地域が道内なのか、道外なのか、或いは地域だけの施設としてやっていくのか、その辺の見込みのことも非常に

大事なことでございますので、どうかその辺の中身について、今知りえる範囲でもよろしければ、ご説明、ご答弁いただきたいと思っております。

議長

川上町長。

町長

先ず、1点目は、宿泊施設の関係については、これは当然町民の方々からも、是非がございます。そういった中で、将来の宿泊施設の稼働率の関係もあって、将来的に町の財政的にも足かせになるんでないかという心配もありますし、また、今学者先生だとか、海外からも色々な先生方がきておりますけども、宿泊施設が十分でないという中で、そういうことで是非平取に宿泊施設を、平取の民宿だとか、競合しないような形でなんとか出来ないものかという意見等、前段申し上げたような足かせになるんでないかという両論がありますので、そういったことについては、最初から心配なので、加えないということではなくて、先ず加えながらそして、皆で協議しながら、非常に稼働率についても再調査しなきゃならないと思っておりますけれども、そういう中で議論していただきながら、結論出していただくということで、設計コンペがこれが全てコンクリートということでは全く考えておりませんので、十分そういった宿泊施設も要望もありますので、そういったことで、議論を熟成させながら、精度設計してまいりたいというふうに考えてございますし、また、先ほども平村議員申しましたように、私どもはある程度整備をして、ある程度委託料がなしで、経営できるような形を望んでおります。そういった形で、6千万の直営でやっていた部分が、毎年5千万ほど修繕費も掛けてやる部分がなくなると、これは、10年で5億でございますので、一度造るとそういった形で、十分ペイできるという考え方でございます。また、今後のその利用客の見込みの関係でありますけども、現在国の事業で、二風谷地区を中心としながら先行的にイオル事業が展開されまして、施設整備も大変充実をしてきてございますし、また、これから、平取町の地の利を活かしながら、自然と文化と農畜産物との連携による交流人口の拡大を積極的に推進したいというふうに考えておりました、具体的な観光ビジョンというかですね、そういったものも立てながら、町の活性化に取り組みたいというふうに考えてございますので、そういったことで考えておりますし、先日アイヌ文化に関わる国際共同研究或いは、カナダから来ておりますけども、やはり宿泊の面については、大変外で宿泊をしなきゃならないというようなこともございますので、町内外、或いは、海外からも学者先生も来ておりますので、そういったことを考えながら、検討委員会の中で十分議論をさせていただきたいと思っておりますし、また、これからは、隣町の日高町と三輪町長とも話しておりますけれども、やはりこれからはやっぱり広域連携という形で、競馬場だけでは十分じゃないんだと、だから競馬場にツアーで来た時に、やはり平取のアイヌ文化なり、おいしい食べ物を連携してやっていただきたいということで、そういう連携強化を図ろうというようなことで、昨年、模範的にやりましたけ

れども成功しまして、今後どんどんそういう形で、やっていきたいというふうに考えておりますし、昨日も何とかシンガポールの方から30名ほど高校生を是非平取のアイヌ文化或いは、平取トマト収穫体験だとか、或いはああいう自然に触れさせてたいというような高校生とも交流を図りたいというようなオフアームもきてございますので、非常に可能性としては、あるのかなというふうに考えておりますし、また平取の温泉の周辺については、非常に自然も豊かでございます。段々観光の方も自然に親しむというか、そういう自然セラピーというか、心の癒しというか、そういったことのスローな観光になってきているのかなということからも、色んな可能性を秘めてございますので、そういったものも資料を提供しながら、十分検討委員会の中で議論をして、ある程度の青写真を出していきながら、また各3地区で、また町民の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

休憩します。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後13時05分)

議長

再開します。休憩前に引き続き会議を行います。19ページでございます。4番千葉議員。

4番
千葉議員

午前中に引き続きの質疑になろうかなと思ひますけれども、78番びらとり温泉改修事業、先ほど午前中の話のように、各議員それぞれの意見或いはその考え方もあろうかなと思ひております。ただ一つちょっと誤解してたようなところあると思うんですけど、私の言うマーケティング調査は、私たちに昨年いただいた資料のコンサル会社からだされたことのマーケティング調査というんではないんですよ、やはり町独自で少なくとも近隣の日胆地区の自治体であれば、例えばの話ですけども、むかわ四季の館、それからとねっこの湯、それからレ・コードの湯、それから三石温泉、或いは他もちょっと含めてですけど、それやはり自治体独自で、今現在どういうスタートした時点からどういう経緯をたどって今営業しているのか、そういったことも含めて、やっぱりマーケティング調査をしてもらいたい、このことが先ず、是非お願ひしたいってことが1点ありますけども、それとこの問題につきましては、臨時会行政報告の中のメニューでございますので、このことにつきましては、私は理事者側にお願ひしたいことは、日を改めて、何らかの形でまた協議出来るような場を設けていただきたいと、そのように考えてますけども、そのことについて今提案したいと思ひておりますけども、今言ったマーケティングのことと、その後日、改めて全議員なろうかなというふうに思ひますけれども、そういった協議をしていくよう

な機会を設けてもらいたいということに対しまして、再度答弁を求めたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは、お答え申し上げます。1点目のマーケティングの関係については、当然、町としても民間にお任せした調査だけではなくて、必要なことについては、当然これから具体的に近隣町村もひっくるめて、調査をしながら納得いく形で、青写真を固めていきたいと思います。それと、温泉施設の整備については、これはもう十分に議論をしていただいて、熟成する中で、これを進めていかななくてはならないというふうに考えてございますので、先ず千葉議員から言っておりますように、全員協議会、何度でも協議をして十分その財政規模、事業規模だけではなくて、その裏には、補助金もありますし、例えば、過疎債等々の準備もありますし、そういった更には、委託料の関係もありますので、最終的には一般財源はこれくらいだよという十分そういったデータも概算でありますけれども、お示ししながら十分納得いく形で進めていきたいと思いますので、今言われたことについては、機会あるごとに進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

このことについては、別な形で協議ということにつきましては、議運に諮り、とりはかっていきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。それでは、次に進みます。19ページ、20ページございませんか。21、22ページございませんか。23、24ページございませんか。11番桜井議員。

11番
桜井議員

23ページ、112番フラワータウンフェスタ事業についてお尋ねいたしますが、これ例年になくこう事業費がかなりアップしてると思うんですが、その辺のご説明お願いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

フラワータウンフェスタにつきましては、義経街道花の応援団ということで、町民の皆さまのボランティアによりまして、国道の植栽柵に花を植えているという事業でございますけれども、現状見ますとご存知のように花植えでなくて管理、除草につきましてもそれぞれの団体をお願いして、年に何回か除草作業も合わせてということをお願いしているですけれども、ご承知のようになかなかそれが上手く機能してないと言いますが、通った方からあそこの植栽柵については、全然除草がなくなって、かえって見苦しい景観になっているような色々ご指摘もありました。そういうことにつきましては、その団体にその都度除草お願いしますということで、こちらから連絡しているんですけれども、な

かなか勤務の関係等もありまして、上手くいってないような現状がございまして、そのボランティアによる管理については、限界があるんじゃないかということで、一応予定としては、どうしても出来ないような団体については、例えば、高齢者事業団に委託して、除草をお願いして、進めていくようなということで、その委託料も含めて中でということで、今回ちょっと予算の方は増額させていただいております。

議長

11番桜井議員。

11番
桜井議員

あの、本来の趣旨と大きくかけ離れてしまったような気がするんですけど、そういうやり方は、ちょっと不味いというか、思うんですけど、何か違う策はなかったんでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

ご指摘のとおりだと思いますけども、いろいろ協議したんですけども、現実的に言えばですね、お願いしてもなかなかやっていただけないということで、こちらから強制的にやるわけにもいかないですし、あそこはもちろん本町地区の入り口ということで、通行の車両からもかなり景観的に目立つところにありますので、そういうところがかえって草ぼうぼうになってますと、町としてのイメージダウンにもつながるんじゃないかということで、一応今年試験的にということで、一応計上させていただきたいということで。

議長

11番桜井議員。

11番
桜井議員

出来れば、管理が難しいのであれば、花っていうんじゃなく、例えば、カバー植物を植えるだとかっていう、違う方法も一緒にあわせて考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

産業課長。

産業課長

ご指摘のように、グランドカバーっていうんですか、そういうものとか、前もキャットミントのような、宿根草植えたこともありまして、どのような植物が管理に手間掛からなくて、やっていけるのかというようなことを合わせて検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

7番山田議員。

7番

7番山田です。今のことにちょっとついて、自分も気が付いた点なんですけど、

山田議員	<p>今、課長、試験的にということなんですけど、試験的の割には、23、24、25、26、27と続いてって、試験的という言葉遣いちょっと上手くないと思いますし、方法として各町村でやってる、今ちょっと難しい言葉遣いして自分には理解できなかったんですけども、木の木っ端って言うんですか、植えたそばに置いていって、雑草を抑える方法だとかって、色々農作業的には色んな方法があるんで、その方法使うんであればこれだけの予算も掛からないんじゃないかってことで、同じ質問したのかなと自分で思ってるんですけど、その辺もよろしくをお願いします。</p>
議長	産業課長。
産業課長	<p>この総合計画については、毎年ローリングということで、見直しありますので、もし、良い方法があればこの辺について見直しをさせていただきたいと考えてます。今ご指摘のウッドチップって言うんですか、それで雑草を抑制するような方法も当然考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	9番鈴木議員。
9番 鈴木議員	<p>109の2、説明の欄で道道平取静内線の横断管の改修要望を行っていくということで、流量或いは、断面の調査を行うということでもあります。こういうことについては、例えば、国道にしても、町河川或いは、当然道の、町道或いは道道関係、様々なところでそういうやっぱり洪水時にのみ込めない、それで、他に被害が広がるそういう問題、数多く見られる中で、こういう形で今後進めていくという考え方があって、先ず、ここが第1番目のあれなのかなというふうには、思うんですけども、そういったことでは、継続的にこういう場所についてやっていく考え方ってのは、基本的に持っている上での、この事業化なのかなということについてお尋ねをしたいと思います。</p>
議長	建設水道課長。
建設水道 課長	<p>今の質問にお答えしたいと思います。この件につきましては、道道平取静内線の旭地区水口の沢ってのがあるんですけども、その川が平取静内線横断して貫気別川へ注いでるんですけども、その横断管の管径が管の径ですね、今1mくらいなんですけども、大雨降るごとに管がのみきれなくてオーバーフローして、道道を表面流れて近くの民家或いは農地に被害をもたらしてるというところがございます。それで、町としまして、旧土現に管の敷設換えを要望してまいりました。それで、旧土現の方は、それであれば、何とか対応したいということで、管径を大きくするという事は、分かりましたということで、但し河川は</p>

町費河川なので、町管理でやっております。横断管を過ぎた後の流末処理の問題がいくつかあります。流末は管径を大きくした時に、流末は処理はきちんと出来るのかい町さんっていう当然そういう議論になります。うちは、断面上、その流量的な計算は、目に見た中では大丈夫ですよという形でお話してきております。ですけど、土現さんの方は、そういう見た目の計算で大丈夫ですよってのは、それは認めるわけにはいかないということで、きちんと流量計算して、今1mの管径なんですけども、1m50 或いは2mにした場合も必ずのめるといってそういう流量計算データをきちんと提出して下さいとそれで、土現の方で検討して問題なければ、最大限管径を大きくして対応したいということで、その予算が23年度予算で、土現さんの方で付けたいということもありましたので、それに合わせて4月中に流量計算してきちんとデータとして、町河川の流末処理については、問題が無いというデータ提出がありますので、こういう予算措置をしたということでございます。

議長 副町長。

副町長 今のご質問なんですけども、当然今までも横断管が小さくてのみきれない部分については、国道或いは、道道については、各道路管理者に要請をしてきました。今後、そういう要請活動については、当然実施をしていかなければならないというふうに思っております。ただ、今回の場合につきましては、土現は管径を大きくすることについては、可能ですよと、但しどれだけ大きいサイズのものが必要なのか、河川管理者としてその流量を計算をして断面を決めて下さいということでございますんで、逆に道路管理者の方からそういう形で、逆提案されたという形になりますんで、そういうケースが今後出てくると、そういう形で、当然普通河川であればそういう形で、整理をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

議長 9番鈴木議員。

9番 鈴木議員 そのお答えである意味十分なのかなと思うんですけれども、とにかく国道にしても、やっぱり災害時には詰まることによって、国道そのものが通行不可能になるような場面もないわけでもない箇所もやっぱりあるんですね、そういうことについて、これから全て対応していくという、これは一つのきっかけになると思うんで、是非その辺については、今後そういう対応でいくという前提でもってこの事業については、やっていただきたいなと思います。

議長 副町長。

副町長 ご指摘のとおり、今後そういう形で進めさせていただきたいというふうに思い

ます。ただ、1点だけです。ちょっとご理解をしていただきたいのは、河川もそうですし、排水もそうですし、当然我々想定するのは、15年、18年の雨量を想定するんですけども、必ずしも洪水確立の捉え方でそういうことになってかないというのがあります。その辺についてはご理解をしていただきたいというふうに思います。以上で、ございます。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

そういう答弁になれば、例えば、今この109の2の関係のところについては、今現在敷設されているのが、1mの管と、1mの管以上のところってのは、そんなに沢山は、ないんでないのかな、道道あたりの管径で、とまあ勝手に想像してるんですけど、もっと狭いところ、小さい管入ってるようなところあるんじゃないのかな、そういう意味では、1m入ってるところでさえやるっという前提がありながら、今の答弁はどうなんだろうという思いがあったものですから、その管そのものについて、その水口さんとこの沢の長さ、大きさ、通常の流量ってのは、私分かりませんのであれですけども、やっぱりこれにしてもの通常の流量がものすごく多くてってことでは、私ないんでないかなと思うんですよ、やっぱり災害の時にということが前提にあってということがやっぱり、それがこういう形であがってくる前提になってんでないのかなということであれば、18年、15年がこれから再々あるかどうかということとは別ですけども、やはり集中的に、局地的に降るっていう場合もありますから、そういう時のなんていうんですか、その事業をどう地域の要望に合わせて拾っていくかっていうのは、やっぱり十分こう、これを基本に考えるような形で、やっぱり対応していかないとあっちゃって、こっちはさっぱりやってくれないんでないかというような要求が出てくるよりも、やっぱりその一つ一つについて丁寧に対応していただきたいと、そのことについては、改めてそうやって考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長

副町長。

副町長

道路横断管については、450ミリ程度のいわゆる横断管から今言った1mを超える横断ボックスまで、いろんなサイズがあると思います。それは、当然一定の確率の基による流量計算をして、その断面を決めていくということになります。最大限、確率の高い断面で、地元の要望に応えられるような形の断面計算できるように、町としても考えながら進めていきたいというふうに思いますので、一つよろしくお願いたします。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

10番大崎です。114番の公営住宅建設事業なんですけれども、前回、昨年ですか、の時の説明では、修正と書かれていて、上団地4戸、振内新団地6戸、池売4戸、振内上団地6戸、緑が丘10戸と書かれていて、今後まだ検討しますよって確かそういうふうに説明されたと思うんですけれども、今回24ページの方で、去場の団地が、造成ということで出てきてるんですけれども、緑が丘団地から、この去場が変わったこの経緯っていうのをご説明願いたいのと、あと設計、調査設計26年度において、調査設計買収となっているんですけれども、今ある例えば住宅を壊して新たに建てるっていうことじゃなくて、新規に建てる、新規に新しく土地を買って団地を造るってことなのか、そこら辺の説明お願いいたします。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

今のご質問にお答えしたいと思います。住宅の建設事業につきましては、当初は、本町上団地につきまして、平成23年度で、2棟4戸という形で載っております。当初、去場というのは、27年までの計画には載ってなかったんですけれども、本町上団地の住宅につきまして、国の交付金の関係で23年度2棟4戸分の補助金の確定は難しいということで、道から言われまして、そうであれば、交付金もらえないということであれば、23年度2棟4戸の建設は、全て起債或いは一般財源って形になりますので、何とか2カ年でやる計画で、平取町さん出来ないですかという、協議がありました。そういう関係で、2カ年、23年度2棟4戸を、23年1棟2戸に、24年1棟2戸で、2カ年でやるというふうに実は、計画変更いたしました。その分スライドしたわけでございます。その中で、審議会等色んな中で、去場の住宅建設についてもどうですかという実は、お話がありました。その計画の中で、建築年数だとか、重要度だとか色んな形を総合的に精査した中で、振内については、戸数がないということで、これから建てる住宅については、全て公募です。今入っている人を補償をするために建替えてなくて、これから建てる分については、全て公募住宅なので、住宅そのものは、十分足りてます。そういうことで、そうであれば今既存の住宅で、どうしても老朽化して、良い条件下にないっていうこと、そういうこと建築年度別に全部調べ上げて、一度平成27年度に去場の町住を建て替えるという計画に変更したということでございます。去場につきましては、今現在あるところを既存の住宅がありますので、あそこに建てるということには、どこか一時住宅建てて確保しなきゃなんないということで、新たに違う場所を求めて、どこか近間に建てるということで、補償費だとか用地買収費というのを計上した次第でございます。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

経過については、分かりました。今の住宅を取り壊す、取り壊した時の行き場所がなくなるので、新規に要するに土地を買って、新しい建物を建てて、その古い方の住宅の方々は、そっちの新しい方に入ってもらって、その古いところをまた新規に建てるってということで、よろしいんでしょうかっていうのが先ず一つと、それと基本的に、またこう、そのどうなんでしょうかね、また土地買って建てるっていうその考え方がどうも、私としては、ううんって思うんですけども、他に建てれるべき町有地等ないのか、例えば一時その転居してもらっただけだったら別に迷惑になるかもしれないですけども、ちょっと離れたところで一時住んでもらうとか、そういった方法もあるんじゃないのかなと思うんですけども、そういうことを検討されたのかって言うことをもう一つと、最後に、何回か他の議員の方からも出てたことあると思うんですけども、将来的に住宅の建て方について、今までどおり平屋じゃなくて、例えば2階建ての住宅を建てて、その中で、下に高齢者の方に住んでもらって、例えば、上に若い人たち、若い世帯の人に住んでもらうってそういう方法、例えば町内会的にもすごくそういう方法の方が、若い人からお年寄りの人まで住めていいのかなっていう、私もそういう意見聞いていいなとは思ったんですけども、将来的にそういう考えに持っていくつもりはないのか、どうかその3点ちょっとお伺いしたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

先ず、住宅の建て替えの方法といたしますか、今現在例えば、本町であれば、先ず、新しく移れる新築、町営住宅新たに建てまして、新築しまして、そこへ移って引っ越してもらって、古い方を解体して、またそこに新たに建てて引っ越してもらって、古い方を壊すとそういう今のところやり方でやってきております。そばに住宅もあるということなんですけども、去場の場合はどうするんだということになるんですけど、去場の場合は、ご存知のとおりすぐそばに町営住宅あるわけでないですから、本町かどこか空家探して、一回引っ越してもらって、その場所に建てるとすれば、壊してそこに建てて、また戻ってもらうとそういう方式になろうかなと思います。それは、そういうことは不可能ではないですので、計画的には、27年度ということもありますので、その辺ローリングの中で、どういう方向でやるのが一番効果的なのか、或いは用地取得しなくても既存の住宅を壊してそこに建てるってことは可能だと思いますんで、ローリングの中で検討していきたいというふうに思っております。次の住宅の、構造的なもの、例えば、1階に高齢者、2階に若者とかそういうことの入居する条件とかそういうのは、いくらでも出来るかなと思います。ただ、間取りだとかそういうのは、1階と2階というそのスペースの中では、間取りが違うというのはちょっと複雑かなと思いますけども、入居条件というのは、そういうことで、1階と2階というのは条件付でやってくことはいくらでもできま

すので、それは一応検討してまいりたいと思います。

議長

4番千葉議員。

4番
千葉議員

先ほどのちょっと鈴木議員が言ったことちょっとリンクする部分が入ってくるのかなと思うんですけども、いつも私も感じてること、道路管理者、例えば、国道の場合とか、道道の場合とか、色々町道もそうですけど、分けれている中で、どうしても河川が、要するに町河川がまたいで横断しているという部分に対しては、最終的な道路に関わる管理者の負担していく部分と、今回みたく調査費ですか、調査費と名の付くもの負担していく部分、要するに事業内容としてのメニューは、一般財源100%町で捻出しなくちゃいけないものかな、いつも思うことなんですよ、例えば、災害として被災を受けた箇所であれば、当然道路管理者の責任というか、範疇で設計も含めて、これは水量流量計算絡んでから多分こうなってるんだろうとは思いますが、この財源処置は一般財源100%町で持ち出しという以外のその、例えば道から半分面倒見てくれるとか、そういったメニューってのは、こういった機会ですので、ちょっと伺っておきたいな、これで行くのが正しいのかなっていう気はしておりますけども、ちょっとご答弁願えればというふうに思います、

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

お答えしたいと思います。今回の水口の沢の改修工事につきましては、工事そのものは、平取町が行うわけではなく道が行う事業でございます。ですから、工事でもないわけで、単純に道に対する情報提供ということで、データ上の情報を掴むというだけのことなもんですから、交付金だとか、道から2分の1の補助だとか、そういう中ではちょっと処理が難しいかなと思ってます。

議長

25ページ、26ページよろしいでしょうか。7番山田議員。

7番
山田議員

68の関係で、市民農園方式ということで、具体案出てきたんですけども、計画としては、どのような方法か、どの地域等など考えているのか、またちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、この、その他の600万円、25年度から200万、200万、200万で、27年度まであるんですけども、このちょっと詳細お願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。この事業に関しましては、24年ということもございまして、更に具体的検討が必要かというふうに考えてございまして、現時点では、

先ほど、説明の中でも言いましたが、札幌圏を中心に住む方を対象に、農地として、貸与して市民農園的なものを実施するというようなことで、今考えてございます。具体的に町内のどこの場所というようなことは、まだまだこれからの検討というようなところだと思っております。ただ札幌からの交通アクセス等を考えた場合、富川にインターが出来たということもありまして、やはりその辺の時間の考慮もある程度必要なのかなというふうなことは思っております。それで、本当に現時点ですが100坪程度、30区画貸し出すというようなことを、考えておりまして、具体的になります。賃料としては、平米当り100円というようなことで、その他の財源としては、こういった使用料というようなことを見込んでございます。出来ればこういった管理運営等もNPO法人、例えば、自治会等の管理委託も考えていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

7番山田議員。

7番
山田議員

すいません、先ほど質問ですけど、その他の600万円、25年から始まる、200万、200万ってこれは、どういう考えの関係かちょっと申し訳ないですけど、教えて下さい。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

この農園を貸す場合の使用料ということで、見込んでございます。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

117番ですか、分譲宅地造成事業ということで、先ほどの説明の中では、二風谷地区という話だだと思います、説明欄に安価な地価に着目しということで、宅地分譲行うということ、これはそうなるもまた、土地の取得という話になるのかなとチラッとと思うんですけども、そういった意味では、町が多分、確か1億掛けて、ダム周辺の土地を先行取得するというので、買って常に沢からの堆積土砂をあげているあその場所が、それだというふうに理解してるんですけども、既に購入した土地、そして、イオル構想とかの中で、何とか使えるかなという思いもあったんですけど、どうしても場所的になかなか関連したものを作れないというようなことじゃないのかなと、自分もそう思っているなかで、どういう使い方するのかなという、構想持っているのかなというふうに思ってたもんですから、そういった土地の活用という中で、安価な土地という表現するとやっぱり別な用地買うということになるのかなという思いがあるもんですから、その土地の活用というようなことの中で、そういう

事業やるにしても、やったらどうなのかというふうな思いがあるんですけど、前提で、確か二風谷土地買いましたよね、買ってありますよね、かなり宮田町長の時代だと思い出しましたけれども、その土地の有効活用ということで考えたことではないものなのか、どうなのかという辺りからちょっと説明いただきたいなと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今のこの計画で想定している土地につきましては、国道沿いの既にダム等の残土等堆積してる場所というふうな想定で、計画を考えておりまして、かなり土砂等が堆積しているというようなこともあり、交通アクセスと言いましょうか、非常に宅地としては、非常に有効な土地なのかというようなところを持ってまして、あそこ全部ということではなくて、今の段階では、道路等のそういったものを含めて7000㎡くらいを使いたいというふうに考えておりまして、イオル等の連動で色々これから事業が進むというようなことも想定されますけれども、あそこをもしイオル等で、活用する場合でも全てではなく、使用できる部分もまだあるのかなというふうなところで、現時点での場所の想定としては、SIGの向かいの土地ということでの想定であります。

議長 9番鈴木議員。

9番鈴木議員 ここに安価な土地に着目していることが書いてあったもんですからね、あの土地とは違う土地を想定してるのかと思ってもんですから、聞いたんですけども、このそういった意味では、この安価な土地に、地価に着目しと言う表現するのは、何を指して表現されたのかなということちょっと伺いたいなと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この辺の意味合いと言いましょうか、通常ですと分譲する場合、また新たな土地を用意して、そこに区画整理等ほどこすというようなことになりましたが、既に町有地というようなことと、ご覧のとおりかなりダム等の残土が堆積されてまして、造成としても非常に費用が少なくて済むというようなことでの意味での安価ということで捉えていただきたいと思います。

議長 25、26ページ。10番大崎議員。

10番大崎議員 118の3の移住定住関連事業で、色々な情報提供なり短期滞在支援とかってこう出てるんですけども、今までにも空き家バンク、なかなか取り込もうとし

ても、なかなかその空き家の所有者の方が貸してくれるっていう話にいたらなかったっていうのが、結構そういう話伺ってたんですけども、せっかくやっぱり空いてるそういう住宅を町外の人に来てもらって、ちょっとの間住んでもらう或いは定住してもらってということも必要な政策だと思うんですけども、今までなかなか上手くいってないの今後どうやって進めていくのかそこら辺のその考え方ちょっとお伺いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

今回の関連事業というのは、118の3の内容につきましては、今までも実際行ってきたんですけども、短期滞在型の先ず施設、ハード的なものをある程度整備しようというようなことで、改修としては、職員住宅等を対象に改修をほどこして、ある程度の期間住んでいただくというような方法を考えております。今のご指摘のとおり空き家バンク等も、事実上あるバンクとしてはあるんですけども、なかなかその登録なりが無いというようなことで、こちら側としてのピーアール等もまだまだ不足しているところもあるのかなというところと、あとやはり客観的な情報として、あそこが空き家だよというようなことで、客観的に見て見えそうだといいところがあれば、これからより一歩踏み込んで、具体的にその所有者に掛け合うと言いましょうか、色々お話をするといいよというようなことで、更にそういったものを確保するというような努力をしていきたいと思っております。色々そのような物件を見て歩いた時に、もう実際の所有者が入院したとか、いないとかで、そのご子息さん、親戚が町外というようなこともありますので、出来れば、そういったところも追跡と言いましょうか、しながら色々な方から情報を得ながら、そういったバンクの充実と言いましょうか、心掛けたいというふうには考えています。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

今の一つ上だったんで、118の2の3千万の事業、3年間と言うことで、説明の中では、若者を受入れてというようなことで、趣旨としてはいいとは思いますが、もう少しそのなんていうんですか、具体的なイメージがちょっと浮かばないと言いますか、3年間、とりあえず3年間ということで、予算的にも掛かるということも含めて3年間ってことなんでありましょうけれども、最近この地域おこし協力隊っていうようなのが、どっかの町村の事例的なことで報道があったかなとちょっとは思ってますけれども、もう少し具体的に例えば、その3人の方々を受入れた時のどういうところで、どういうところに住んでもらって、どういうその内容でもって、1人当たり約3百万というようなことのお金について、内容的にはどうなのかな、NPOに任ずとか色々な方法あるっていうような説明はあるけれども、もう少し具体的に考え方聞かせていただ

きたいなと思うんですけども。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。前段説明いたしましたとおり、総務省の地域おこし協力隊の趣旨に沿った内容で、当町も進めさせていただきたいと思っております。今後、全体的な来の方の管理と言いましょか、こっちで行うことのコーディネートは、そういったNPO法人等に委託をしてというようなことにしたいと思っておりますが、今後予算編成でどのような予算の組み方をするかというようなことにも関わってきますけれども、もう既にやっている自治体の例からみて、町が、その方々を協力隊として委嘱をするというようなことで、その委嘱した報償費、謝礼として今、これはまだ議論、予算の時やると思いますが、月17万円程度で、謝礼を払うというようなことにしてはどうかというふうに考えてございまして、彼らがやる仕事としては、総務省のその内容のこういったもの、事例なんですけども、協力活動の事例としては、例えば、住民生活高齢者等の見守りサービスですとか、通院とか買い物移動のサポート、それから非常に減少地域、人口減少地域等の地域行事、それからコミュニティー活動の応援、それから都市の交流とか、そういったものに協力していただくといった内容を、総務省の方での見解としてありますので、自主的な判断で決定するものでございまして、こういったことも参考に、色々その、出したように先ず平取町を知っていただいて、逆にこのような活動を通じて、自らがどんな町おこしと言いましょか、そういったものに寄与できるかというのを考えていただくというような機会をですね、来た方に与えるような機会が出来ればというふうに考えてございまして、そういった中で一応1年ずつ区切っはいきますが、最長3年というようなことも考えてございまして、その中でその方が生業として、この町でやっていけるようなものを見つけると言いましょか、そういったままでに出来れば、また定住にもつながっていくのかなというような、ある程度の期待なりもありますけども、そういった感じの内容で考えてございまして、実施にあてっては、ちょうどテレビでやっていたもので、喜茂別町の例が色々入っていると思えますけども、なかなか色んな課題を抱えているというようなこともありますけども、それぞれうちの町の地域事情に合った支援の仕方を考えながら、そういった、来た方にはうちの町での活動を行っていただきたいというふうに考えてございまして。以上です。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

どうもロマン的なそのものの考え方ってのが、段々なかなかこう出来なくなってきたという、具体的なそのものが見えてこないと、月17万払って、ある意味、最大3年間居てもらって、町おこしに段々こう参加してもらったり或

いは、提言してもらったりってことなんだろうけど思うんですけれども、具体的にどういう成果が期待出来るのかってのは、ちょっとイメージがわからないというか、ようなところがあってあれなんですけど、事業費的には3千万ということで、こう出ている、それが全て一般財源と、総務省の云々って話ありましたけれども、そういった意味では、なんか交付金ではないですけど、交付税措置見たいな、なんかそういうことが、ある中で一般財源という考え方ってどうか、提出の仕方なのかどうか、その辺りについて少し伺いたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 申し足りませんでした。実は、総務省の制度というようなこともありまして、一人当たり350万円を限度に特別交付税で措置というようなことが、約束されている事業でございます。

議長 他ございませんか。27ページ、28ページ。29、30ページ、ございませんか。続けていきます。31ページ、衛生組合、消防組合関係。33ページ、水道会計、病院会計でございます。終わりまでいきましたが、全般を通じて合わせて質問ございませんか。5番安田議員。

5番安田議員 33ページの水道会計なんですけども、4番目に去場地区水道接続調査ということで載ってるんですけども、去場には、3箇所の水道組合があるわけですけども、3箇所とも今のところ水は不足してないというふうに聞いてるんですけども、どういうことでこのようになったのか、中身もうちょっと詳しく説明願います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 お答えしたいと思います。今、議員さん言われてるとおり去場地区には3箇所の地区水道がございます。ちょっと何方か記憶はございませんけれども、そのうちの一つ、実は夏場、毎年って言うことはないですけど、渇水期の時に水が足りなくなることがあるんだよっていうそういう実は情報いただきました。そういうことあれば、今すぐ対応どうのってことはないんですけれども、長期的に見た場合に、万が一の不測の事態を考えまして、何かあった時は本町簡易水道、紫雲古津までいっておりますので、それを利用して接続するってことは、可能なのかっていう、可能ってことが考えられますんで、今のうちに不測の事態に備えて、万が一使えなくなった場合、水量的に本町簡易水道の水量的に足りるのか、管敷設はどのくらい経費掛かるのかとか、そういうことを事前に調査しておきたいという意味の事業費でございます。

議長

他、9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

今、全般的にと言う発言されましたので、戻っていただきまして、56の2のトマトジュース工場の関係で、伺いたいと思います。昨年の夏辺り農協の関係者の方から、ここの大規模な改修したいということで計画したところ、10数億というようなことで、話、それではちょっと今のトマトジュースだけ、或いは若干のニンジンジュースを作るということでの通年作業ということにはならない中では、大変だろうなとそう思っただけで聞いていたなかでありました。そういうなかで、かなり老朽化ということもありますし、衛生面ということで以前にも確か5千万ほど掛けてやりましたけれども、それでも本当に今色んなそういう各地でやっている、ものを作る工場の内部の清潔な形から見れば、1億3800万の事業費掛けても、どの程度のものが出来るのかな、やっぱり農協の関係者の方々からも今までやっぱり工場までこう、パイヤーって言うんですかそういう方々が来た時に、やっぱりそのこの工場ではって言うところがあるって話しは聞いておりました。これは、最低限の中での改修なのかなって思うんですけども、これで、十分なのかって言う辺りの認識って言いますか、どうなのかなって言うのが、ちょっと疑問に思うところがありますんで伺うのと、財源的には、一般財源1千万ということの他に、その他財源ということで、1億2800万ということになっております。その他ということになると、これは農協の方がということになるのかなと思ったりもするんですけども、その辺の財源的なことについてと、2点について伺いたいなと思います。

議長

産業課長。

産業課長

先ず、この財源の内訳でございますけれども、この1億2800万っていうのは、農協の持ち出し分で、1千万が町の負担分ということで、合わせて事業費が1億3800万円ということになっております。前段の方ですけれども、以前から農協のトマトジュースの工場の改修については、色々町にも相談ありましたけれども、当初は、前面的に改修したいということで、農協の方で事業費、積算したところ、それをやると約17億掛かるという積算が出てきたようで、1本100円のトマトジュースに17億も掛けてはられないんで、とりあえず以前から指摘されてました、衛生的な面の改修に止めようということで、事業費的にいきますと、工場の内部改修が約7千万、それとボイラーの入れ替えで2700万、あと外壁の改修で1150万、あと外溝工事で1700万、合わせて1億2800万の事業費となっているということで、これだけ掛けますので、衛生面の改修はもちろん当分の間こういうことで、やっていけるんじゃないかということでございます。

議長

全般とおしてございませんか。収支計画の方、お聞きください。事業実施計画

の質疑を終了して、続いて、各会計収支計画における質疑を行います。1ページ、第5次総合計画後期実施計画に関わる財政計画について、質疑ございませんか。10番大崎議員。

10番
大崎議員

10番大崎議員です。後期の部分の5ヶ年間の財政計画について、予想されるものを入れて計画されていると思うんですけども、これ以降の28年度以降の計画、財政計画ですかそういったものについての考え方、いつ頃から例えば、これ以降のものを考えていくのか、やっぱり継続性が大事だと思いますんで、27年ってもうすぐ来ちゃうと思うんで、それいつからそういうものに取り掛かっていくのか、6次の総合計画自体もいつから立てていくのか、そこら辺のお話をちょっとお伺いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。只今のご質問の関係ですけれども時期ですね、第6次の総合計画ということになるかと思いますが、それも含めた検討といたしましては、平成27年度が、第5次の最終年度ということでございますので、遅くても26年度から、次、次期計画の検討に入らなければならないというようなスケジュールになるかと考えてございます。それで、ただ3カ年のローリングでずうっと27年度までこのままでいくとなると、その先は一体どうなってしまうだろうというようなことが、当然出てきますので、ある程度経常的な経費をこの先もにらみながらと言いましょか、推計しながら投資的経費については、色んな議論をしていくという中で、ある程度の仮定をした中で、財政の健全度を見極めながら、今後毎年のローリング等になるかと考えてございます。

議長

2ページ、平取町簡易水道財政シミュレーション、2ページについて質疑ございませんか。なければ、3ページ国民健康保険事業会計収支について、9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

国民健康保険特別会計の中の繰入金の中で、他会計繰入金、実は、18年以前くらいの記憶と言いますか、決算状況から言いますと、大体このところは、法定なんて言いますか、繰入れ、法定繰入れというようなことで、ルール分だということ、以前は4600万くらいみてると、大体4600万くらいは入っていたと、これは、ここ3年くらい決算みてて、あれといつも思ってたんですけど、当初予算からみると何百万も不用額という形で、21年度なんかは、一般会計からの財政支援って言うような、そういうところ1千万みてあるんですけども、1千万については、ゼロということで、一般会計から入ったって言う形になってるの3百何十万ありましたけれども、あれは、町長の提案された

子育て支援の50万、70万のあれじゃなかったかなというふうに思うと、本当に法定繰入れということになってた部分が、ここ最近ちょっとそういう意味では、守られていないのかなあと、その確かに会計自体は、黒字会計ということで、黒字会計のうち、絶対入れなければならないということではないという、そういうことがあるって言う話は、ちょっと伺っておりますけれども、ただ平取町の国民健康保険税については、一人当りの賦課額ということで言いますと、えりも、様に続いて日高管内で3位という、そういう状況で、全道的に見ても高い方に位置しているという実態であります。確か今朝、道新にも様似だったか、えりもだったか、高い町村ということで出ておりましたけれども、たまたま出ておりませんが、平取町も11万何がしと一人当たりということになっております。そういうことで、23年度以降、4500万、4600万、多分22年度決算見込みでは、4千万ほどの繰越ししかなくなるという前提に立って、若干そういう意味では、数字を膨らませているのかなと思ってはいるんですけども、結果的にもし、また、繰越高が出てくるというようなことになると、また、せっかくこういう数字あげても、法定繰入れという形で、みているものさえも入れないとう、ルール分だと言いながらそれを入れないっていう決算、これ以上続けてほしくないなと、あの思っているんですね、それを入れてそして、やはり一人当たり、全道のみても或いは、管内的にみても一人当たりといことでみれば、高い国保税、とにかく国保税ってのは、色んな税金の中で一番高いわけですから、それを抑えることにもう少し力を注いでいただきたいなと、町長になってからも固定資産割を下げてくださいとか、色々努力していただいているんですけど、目に付いたこととしては、そういう法定繰入れが、法定繰入れとして、足りていない部分があれば、繰越額がもう少し大きくなって、若干でも世帯が1千世帯ですから、1千万あれば1戸当たり1万円の引き下げというのは、可能だというようなそういう計算にもなるのかなと、それと1千世帯のうちの約10%くらいについては、限度を超過するっていうんですか、そういうなんて言いましたっけ、財政的に豊かな世帯が含まれていると、管内にもある意味、そういう意味では、高い割合で存在するというので、伺っておりますけれども、そういった意味では、きちんとそういうことが行われれば、中間層の人たちの減税に大いに役立つじゃないのかなと思っておりますんで、是非その辺りは、やっていただきたいと思っておりますが、いかがか伺います。

議長

町民課長。

町民課長

只今のご質問にお答えしたいと思います。只今の鈴木議員の方から、ご説明ありがとうございましたとおり、うちの方では、ちょっと国保が、黒字になっておまして、一般財源の方から、今、指摘のとおり入れていない形になっております。本来であればルール分、直接その国民健康保険税の中には国民健康保険事業の中に入れることになっておりますけれども、そういった中で、入れてない事情であ

りまして、これにつきまして、内部の方でちょっと協議をしながら、新年度に向けてどういう形がいいのか協議をして聞きたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいなと思います。

議長

他、ございませんか。続きまして、4ページ、介護保険事業会計収支について、質問を承ります。5ページ、後期高齢者医療事業会計収支について、質問を承ります。6ページ、国民健康保険病院事業会計収支について、質問を承ります。以上をもって第5次平取町総合計画、後期5ヵ年実施計画に対する質疑を終了します。以上で、行政報告を終了いたします。休憩します。

(休憩 午後14時14分)

(再開 午後14時30分)

議長

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。続けます。

日程第5、議案第1号平成22年度平取町一般会計補正予算、第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第1号平成22年度平取町一般会計補正予算、第8号について、ご説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2652万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億5306万9千円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によることとしてございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開き願いたいと思います。3歳出、2款1項3目財産管理費、11節需用費、職員住宅修繕料、16万7千円の追加となっております。これは、職員住宅のLPガス各機器の更新時期が到来することに伴う取替え修繕ということでございまして、職員住宅26戸が対象となっております。これは、昨日説明申し上げました、国の補正に伴う地域活性化交付金のきめ細かな交付金を充当する予定となっております。次に、2款1項11目交通安全対策費、18節備品購入費、86万円の追加でございます。内容は、交通安全教室用移動式信号機の更新のための費用でございまして、現在使用の機器が購入から20年が経過しているということもございまして、破損等がひどくなり上手く作動しない場合もあることから、購入するというものでございます。これも、国の補正に伴う住民生活に光をそそぐ交付金を充当する予定となっております。次のページをお開き下さい。2款4項3目北海道知事及び道議会議員選挙費、287万4千円の追加補正でございます。本年4月10日に執行される知事、道議の選挙費用に係る22年度分執行分の事務費の補正となっております。1節報酬、

期日前投票立会人報酬で、21万円。3節職員手当、時間外勤務手当てほか51万1千円。7節賃金でございますが、選挙一般事務員賃金ほか18万8千円。9節旅費、2万1千円は、立会人の費用弁償、事務担当者の旅費となっております。需用費、43万7千円は、入場券や一般消耗品、期日前投票の賄い料、投票用紙の集計機の調整料ほかとなっております。12節役務費、通信運搬費は、入場券郵送代で、24万5千円。13節委託料は、選挙公報配布業務委託料及びポスター掲示板の設置委託料の74万1千円となっております。14節使用料及び賃借料は、ポスター掲示場賃借料で、52万1千円の追加となっております。次のページをご覧ください。3款1項1目社会福祉費総務費、225万円の追加でございます。灯油価格の高騰によりまして、影響を受ける低所得者の高齢者、障害者、独り暮らし世帯に対して、冬期暖房に必要な灯油価格の一部を助成するという内容のもので、対象世帯は、町民税非課税世帯で、65歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、18歳までの児童を養育しているひとり親世帯となっております。支給額は、1世帯5千円を予定しております。支給予定世帯は、450世帯となっております。次に、3款1項7目共同作業場費でございます。350万円の追加でございます。内容は、11節需用費、修繕料60万円で、苧菜共同作業所が老朽化による屋根の腐食が進んでいることから、屋根の補修のための修繕料となっております。15節工事請負費、290万円は、二風谷の平取町民芸品共同作業所が老朽化により、雨漏りが発生し施設使用にも支障をきたす事態となったため、屋根の葺き替え修理を実施する内容となっております。これも、国のきめ細かな交付金を充当する予定となっております。次のページをお開き下さい。6款2項2目公園管理費、140万円の追加でございます。内容は、二風谷公衆トイレの修繕料、28万円でございまして、破損した便器及び浄化槽ポンプの故障に早急な対応が必要なための修繕料でございます。15節工事請負費、120万円の追加は、すずらん群生地の支障木伐採撤去工事。これは、道道芽生貫気別線が整備されたことに伴い、更に平取町を代表する観光地整備の一環として、年々減少傾向にあるすずらんの保全を目的に昨年実施した群生地の固体増殖保全の調査結果をもとに、群生地の樹高面積を増やすための木材の伐採撤去費となっております。面積は、6.25ヘクタール、伐採本数は、394本を予定しております。この工事費については、国の補正に伴うきめ細かな交付金を充当する予定となっております。次に、7款4項1目住宅管理費、11節の需用費、町営住宅の修繕料、108万2千円の追加でございます。これは、職員住宅同様LPガス各機器の更新取り替え修繕という内容になってございまして、176戸が対象となっております。これは、きめ細かな交付金を充当する予定となっております。次のページをお開き下さい。9款4項1目社会教育総務費、50万円の追加でございます。これは、自治振興会の補助金となっております。子ども110番の家として、指定されている家、または、公共施設にのぼりを設置いたしまして、変質者ですとか、不審者等による声掛けや、つきまといなど

を抑止する効果を期待しまして、児童生徒の通学時等の安全確保を図ることを目的とするものでございます。事業は自治振興会が実施いたしまして、のぼり、ポール、スタンド100組を購入するものでございます。これは、国の住民生活に光をそそぐ交付金を充当する予定でございます。次に、9款4項4目文化財保護費、92万6千円の追加補正でございます。これは、二風谷アイヌ文化博物館の団体客に対応するため、和式トイレ3箇所を洋式化に改修するための修繕料となっております。これは、国のきめ細かな交付金を充当する予定となっております。次のページをお開き下さい。9款4項7目図書館費でございます。1174万1千円の追加補正ということで、内容は、18節備品購入費の追加でございまして、これも国の交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を充当して実施する内容のものとなっております。図書館が、開館して10年近くたっているというようなことで、使用しているAVライブラリー機器が最近故障が頻発しているということと、VHSソフトが生産販売されなくなっているということもございまして、次世代機器のブルーレイディスクプレーヤー等への更新を図るといった内容になっております。また、合せて蔵書等の充実を図るため、図書で770冊、DVDで270本、CDで190本を購入する内容となっております。次に、9款5項2目体育施設費、80万円の追加補正でございます。内容は、振内カーリング場の照明設備の改修となっております。現在の照明は、蛍光灯となっておりますが、天井からの水滴防止のシートによって照度の低下が著しいことに加え、照明器具自体の腐食等も著しいということから、横壁上部にLED照明16基を設置する内容となっております。これは、きめ細かな交付金を充当する予定となっております。最後に9款6項1目学校給食費、34万4千円の追加補正でございます。内容は、給食調理員1名の退職に伴います、退職報酬の予算不足額13万6千円と、それに伴う社会保険料の減、7万2千円。更に代替調理員の賃金、28万円の追加となっております。歳出は、以上でございます。次に歳入をご説明いたしますので、5ページをお開き願いたいと思います。10款1項1目1節地方交付税、普通交付税679万5千円の追加でございます。今回の補正に係る一般財源は、普通交付税の充当を予定してございます。続いて、14款2項1目総務費国庫補助金、1635万5千円の追加でございます。内訳は、国の補正に伴う地域活性化交付金、きめ細かな交付金事業分、530万7千円。住民生活に光をそそぐ交付金事業、1104万8千円という内訳になってございます。次のページをお開き下さい。15款3項1目総務費道委託金、287万4千円の追加でございます。これは、4月10日執行の知事、道議選挙費用に充当される北海道からの委託金ということになってございます。最後に16款2項1目不動産売払収入、50万円の追加でございまして、これは、群生地の高木伐に発生する立木の売払い代ということになってございます。歳入の説明は、以上でございます。次に、債務負担行為の説明を申し上げます。3ページをお開き願いたいと思います。第2表、債務負担行為補正でございまして、振内地区の

水稲共同育苗施設整備事業元利補給金でございます。期間は、平成23年度から27年度となっております。昨年9月議会で補正をいただきました、限度額1028万4千円を87万4千円増額しまして、1113万1千円とするものでございます。これは、振内町機械利用組合の施設整備に伴う借入金の償還額の2分の1を町が補助するというもので、9月議会補正後、当初予定していない作業機器の更新が、老朽化等でどうしても必要となったことから、組合からも計画変更の申請があり、債務負担行為限度額を増額して、今年度においての元利補給することとしてございます。以上、一般会計補正予算第8号について、ご説明いたしましたので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。10番大崎議員。

10番大崎議員 10番大崎議員です。9ページの3款1項1目の福祉灯油の助成の絡みなんですけれども、前回、前々回は、100円確か超えてて発動ということで、今回まだ、100円にもいたってないけどもということで発動っちゃうか、実施するということだと思っんですけれども、今後、どういった場合に例えば実施するかっていうその要綱なり、なんなりをきちっと整備しておく必要があるのではないかと考えます。例えば、前年度に比べて灯油が今年度いつの時点で、例えば、10円高くなったらこういうものをやりますよっていうそういったものが必要になってくるのではないかと思いますけども、そういった検討今後なされていくのか、どうかちょっとお伺いしたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 只今のご質問でございますけれども、今回の福祉灯油につきましては、19年、20年に続きまして3回目ということになります。なお、今ご指摘にありましたように、過去には100円の時に1回、そして137円の時に1回ということで、それぞれ補助をいただきまして、町とあわせながら、福祉灯油を実は、やってございますけれども、今回につきましては、一時のその灯油の価格については、15円以上上昇するであろうということで、若干取り組みが少しずれたということにはなりますけれども、そういった形の中で、今回やるということになりますけれども、今、議員の指摘にありましたように、今後こういった感じでは、このラインにとどいた時には、そういった意味では、整理をしながら実施するというような、そういった要綱的な若しくは、ボーダーライン的なものをきちっと決めながら、これから打ち合わせをしていければなと思っておりますけれども、とりあえず、今回緊急避難的な形の中で、そういった意味では、灯油の価格の上昇に伴いまして、1世帯当り5千円、しかも生活保護世帯も収入認定されない5千円ということでございますので、そういったことも実証させていただきたいという計上でございます。今後そういった正式なルールとい

うことになるかどうか、ちょっとあれですけども、今内部で検討しておりますけれども、今後については、そういった一定程度のルールを決めていきたいなというふうに考えております。

議長 7番山田議員。

7番山田議員 7番山田です。昨日の説明ありました、きめ細かな交付金事業の中の、すみません。先に、12ページの教育費ということで、質問させていただきましたけれども、昨日の説明ありました、平取カーリング場照明器具改修事業と、今回書いてある振内カーリング場照明設備修繕料というのは、一緒なのかどうか、という疑問と、もし一緒であるのであれば、きちっとした訂正をお願いするのと、当然ながら一般財源の持ち出し、国から道からの補助金の金額もちょっと違うんで、その辺ちょっと説明願いたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 若干、資料等の表現等が違っておりました、内容としましては、同じものというふうにご理解いただきたいと思います。昨日こちらのあれで、差し替え等を行いまして、若干混同したと思いますが、 の数字とは、合致してるということで、ご理解お願いしたいと思います。 の表ですね。すみません。

議長 差替えた分で合致すると、7番山田議員。

7番山田議員 すみません。失礼しました。ただ、言われたように、平取のカーリング場と、振内のカーリング場のこの違いって言うのは、これは、同じという意味ということですね、分かりました。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 平取には、1つしかないカーリング場でございます、若干、資料の表現が間違ってたということで、振内のカーリング場ということで、捉えていただきたいと存じます。

議長 他、ございませんか。これで、質疑を終了します。
次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。
それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平成22年度平取町一般会計補正予算、第8号は原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平成22年度平取町国民健康保険特別会計補正予算、第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは、議案第2号についてご説明申し上げますので、15ページをお開き下さい。議案第2号平成22年度平取町国民健康保険特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。第1条におきまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ269万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3472万8千円にしようとするものであります。それでは、歳出の方からご説明申し上げますので、19ページをお開き下さい。3歳出、11款3項1目直営診療施設勘定繰出金で、28節の繰出金、269万6千円を追加補正しようとするものであります。補正の理由といたしまして、直営診療施設の運営に係る特別調整交付金の対象項目が、新たに緊急患者受入体制支援事業が追加されたことに伴いまして、補正するものであります。なお、財源につきましては、国庫交付金の交付を見込んで、計上しております。続きまして、18ページをお開きください。2歳入、3款2項1目財政調整交付金で、1節の財政調整交付金で、269万6千円を追加しようとするものであります。内容につきまして、歳出で、ご説明のとおり平成22年度国庫補助金の交付を見込んで、計上しております。以上で、国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げましたが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平成22年度平取町国民健康保険特別会計補正予算、第2号は原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

それでは、20ページをご覧ください。議案第3号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第3号についてご説明いたします。この度の補

正につきましては、国保会計からの補助金と、看護師の異動によるものでございます。第1条の総則ですが、平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第3号を次のように改めようとするものでございます。第2条、収益的収入及び支出ですが、平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。先ず、収入ですが、科目で、第1款病院事業収益、既定予定額7億9279万1千円。補正予定額122万5千円。計7億9401万6千円としております。第1項の医業収益ですけれども、補正予定額147万1千円の減額。第2項で医業外収益ですけれども、補正予定額が269万6千円としております。次に、支出ですが、第1款の病院事業費用、既定予定額が、8億3679万1千円。補正予定額122万5千円。計8億3801万6千円としております。第1項の医業費用で、補正予定額は同額の122万5千円であります。次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですが、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める、(1)職員給与費、既定用定額、3億9862万1千円。補正予定額122万5千円。計3億9984万6千円としております。それでは、歳出の方からご説明しますので、23ページをご覧いただきたいと思っております。23ページの収益的支出ですが、1款1項1目給与費で、122万5千円を追加しようとするものでございます。これは、看護師1名が退職するのに伴い、新たに採用するものでございます。内訳としまして、1節の給料が、79万6千円。2節の手当が8万7千円、通勤手当等でございます。4節の法定福利費が、16万3千円、これは共済組合負担金等でございます。5節の退職給与金が、17万9千円で、これは、退職手当組合負担金となっております。次に、収入の部をご説明申し上げますので、22ページをご覧いただきます。22ページの収益的収入ですが、1款1項3目その他医業収益で、147万1千円を減額しようとするものでございます。これは、4節のその他医業収益のうち、その他医業収入で、147万1千円を減額調整しようとするものですが、これは、先ほど給与費と合わせて下段の国保会計補助金を財源にしようとするものでございます。それでは、下段の方をご覧いただきます。1款2項2目他会計負担金に、269万6千円を加えようとするものでございます。2節の国保会計補助金ですが、先ほどの国保会計の補正説明でも触れましたが、この国保会計からの繰入金として、269万6千円を加えようとするものでございます。これは、救急患者受入体制支援事業としまして、直営診療施設の運営に係る特別調整交付金としまして、夜間、休日の救急患者受入体制確保のために、外部の出張医師に要した報酬、交通費などが、補助対象になるものでございます。補助率は、3分の2でございます。これで、夜間、それから休日、夜間につきましては、150回。休日につきましては、112回、昨年実績がありますので、この回数に基づきまして、交付されることになっております。以上、国保病院特別会計補正予算に係るご説明を終わりますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第3号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習
課長

議案第4号、財産の取得についてご説明申し上げます。本議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分に関する条例、第3条に基づき提案するものでございます。取得財産につきましては、児童生徒送迎用通学バス車両でございます。型式及び規格につきましては、日野のリエッセ、7列シートで29人乗です。数量につきましては、1台。取得金額につきましては、997万5千円でございます。取得の相手方につきましては、苫小牧市新明町1丁目3-11、北海道日野自動車株式会社、苫小牧支店長、大谷竜司氏でございます。今回、購入するマイクロバスについては、23年、今年4月より荷負小学校が貫気別小学校に統合することから、児童生徒の送迎に使用するものでございます。23年度は、荷負地区の小学生が9人、中学生が6人ということで、15人となります。15人乗のコミューターバスが、乗り切れないということで、29人乗のマイクロバスの購入となりました。また、24年4月には、貫気別中学校が平取中学校に統合するので、今回購入したマイクロバスを、貫気別から平取中学校に通学する生徒の送迎に使用することになっております。なお、24年度の荷負地区の児童の送迎につきましては、先ほどご説明ありましたけども、23年度で、15人乗コミューターバスを購入し送迎する予定でおります。以上で、議案第4号財産の取得についてご説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号財産の取得については原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案4件で、原案可決4件となっています。以上で、全日程を終了しましたので、平成23年第2回平取町議会臨時会を閉会します。

(閉 会 午後15時 1分)